

## 『漢書』刑法志考証

堀

毅

まえがき

一 『漢書』諸本の由来と諸家の註について

三

『漢書』刑法志校勘記

二 顏師古註に関する諸見

四

顏師古註への疑義

あとがき

まえがき

世界四大文明の一翼を担い、かつ、先人の遺産を近現代に至るまで絶やすことなく継承したという点で、中国文化は世界文化史上、比類ない悠久なる歴史を有する。これに加えて、更に、驚嘆に値することは、三千年ほどの往古の時代から、社会に生じた事象を文字によつて記録していくことである。

漢以後になると、歴代王朝の記録は、いわゆる“正史”と称される官撰の書として著され、そのほとんどが今日まで伝つてゐる。正史は『史記』に始まるものであるが、刑法志に関しては、『史記』に収められていないため『漢書』をもつて創始とする。従つて、中国法史上、『漢書』はとりわけ重要な意義を有するといえる。また、この書の版本に關しては、竹簡によつて記された原本がその後、幾度か抄写され、宋代に至り、印刷技術の発達により広く流布し

て、いったという経緯を有しており、現存最古の版本としては、宋代刊行の『景祐本』の存在が知られている。

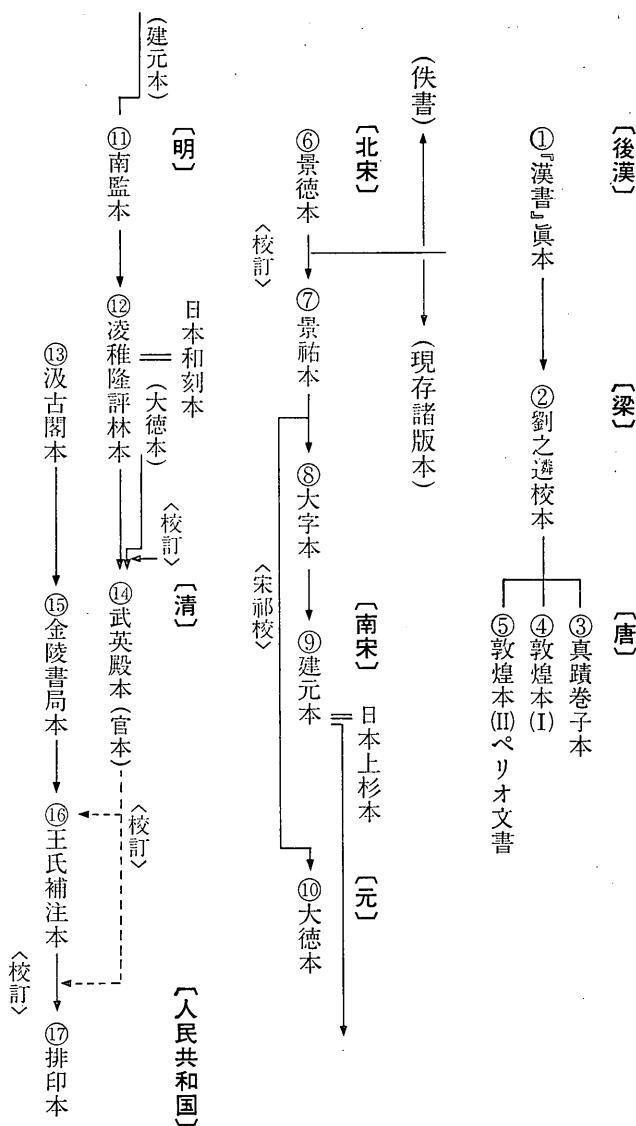
ところが、こと「刑法志」に関しては、唐代の写本の一部が、ペリオによつて敦煌よりもたらされ、これによつて、宋版以前の『漢書』の旧抄本を見る事ができる。王重民氏によると、この抄本は、晉の蔡謨による『漢書集解』であるとされている。<sup>(1)</sup> この書の文献価値の高さは、時代的に宋刊本より古いという点に加えて、顏師古以前の旧註を実見できるという点にある。

本稿においては、唐代の抄本と現存刊本の中で最も整備された『王先謙前漢書補注』とを校比することにより『漢書』の原典をたどるとともに、唐代になされた顏師古註の問題点につき論及する。大方のご叱正を賜れば幸甚である。

### 一 『漢書』諸本の由来と諸家の註について

『漢書』の版本に関して、古くは、宋・高似孫『史略』に述べられ、また、清末の考証学者范公詒によつて『兩漢書旧本攷』二卷が著され、その門人である黃任恒により校補がなされ、<sup>(2)</sup>張儕生、<sup>(3)</sup>張元濟、<sup>(4)</sup>倉田淳之助、<sup>(5)</sup>平中菴次の諸氏により詳しい考察がなされている。そこで、北宋より現代に至る『漢書』版本の系統を次図に示しておく。

右図のことく、現在に伝わる『漢書』の諸本は、北宋の景祐本を最古とし、中華人民共和国中華書局版の排印本を最新版とするが、『漢書』の原本そのものは、後漢の班固により主撰されたものであり、後漢以後の諸家による註釈も、大きな文献的価値を有するものである。従つて、『漢書』の校訂をなすに際しては、本文の辞句の異同は勿論、後に付された註釈に対しても慎重な吟味がなされなければならない。『漢書』に対する註は多くの註釈家によりなされたが、近世に至るまで、その名をほしいままでしたのは、唐・顏師古註である。



**【系統図】**

時代	著者	書名	注記
後漢	荀悅	漢紀	(無名氏) 漢書旧注
	許慎	說文	漢書注
三國	延篤	漢書音義	
	胡廣	漢書音義	
西晋	蔡邑	漢書音義	(無名氏) 漢書解詁
	應劭	漢書後序	應劭漢書集解音義
東晋	張良	漢書音義	張良漢書音訓
	鄭玄	漢書注	鄭玄德漢書音義
南朝宋	劉惔	漢書音義	劉惔漢書音義
	裴徽	漢書注	裴徽漢書音義
南朝齊	劉蕡	漢書注	劉蕡漢書音義
	李陵	漢書注	李陵漢書音義
北朝北魏	劉曜	漢書音義	司馬彪漢書音義
	崔浩	漢紀音義	崔浩漢紀音義
南朝梁	劉瓌	漢書集解音義	劉瓌漢書集解音義
	劉惔	漢書注	劉惔漢書注
隋唐	劉孝標	漢書注	劉孝標漢書注
	陸澄	漢書新注	陸澄漢書新注
唐	夏侯詠	漢書音	夏侯詠漢書音
	劉顯	漢書音	劉顯漢書音
五代十国	梁元帝	漢書注	梁元帝漢書注
	韋昭	漢書統訓	韋昭漢書統訓
宋	陳叔慎	漢書音義	陳叔慎漢書音義
	顧野王	漢書音義	顧野王漢書音義
宋	姚察	漢書訓纂	姚察漢書訓纂
	定漢書疑	漢書集解	定漢書疑漢書集解
唐	顏游秦	漢書決疑	顏游秦漢書決疑
	包愷	漢書音	包愷等漢書音
五代十国	張冲	漢書音義	張冲前漢書音義
	顏師古	漢書注	顏師古漢書注

〔備考〕

○ → 前漢書・叙例記載の  
△ → 旧注二三家  
△ → 定される諸本  
△ → 师古が参照したと推

かつて、顏師古は『漢書』本文の縁起に相当する部分に「漢書叙例」なる一節を設け、師古が採った二三家の註釈を限定的に列挙している。ところが、張儕生氏らの考索によつても明らかなどおり、「叙例」に掲げられたもの以外の諸家の註をも参閲していることは明らかである。<sup>(7)</sup>そこで、『漢書』師古註成立に至る註釈書の系譜を確認する意味で、現在知りうる限りの註釈を次表に示しておこう。

## 二 顏師古註に関する諸見

右表によると、師古は晋・南朝から隋・唐という比較的新しい註を採らずこれらを除外していることが明らかにされようが、後世の学者の中には、師古によるこの様な註釈法に、批判的立場をとる者も少なくない。すなわち、

(i) 姚班は、「かつて彼の曾祖父の姚察が撰した『漢書訓纂』の多くが、後世の『漢書』註釈家により、姓名を隠されその者による説とされていること」を案じ、ついに『漢書紹訓』四十卷を撰し、もって旧義を明らかにし、世に出だした、と暗に師古を批判している。<sup>(8)</sup>

(ii) 宋祁は「私はかつて蕭該の『漢書音義』若干篇を見た。当時はこの書に対し異説をもつていたが、今はそつくり佚失してしまった。師古は諸家の漢書注を集め、そして、この書については見ていないと言ふ。ところが、やはり『漢書音義』を参閲していたのであらう。……」と、師古註の典拠に対し疑問符を呈している。<sup>(9)</sup>

(iii) 高似孫は「試みにその重複の甚々しきを掇うと「郷」に註して「嚮」の音を付し、「解」に註して「懈」の音を付すが如くである」と師古註の繁複なることを指摘する。<sup>(10)</sup>

が、師古が『漢書』に註するに当たっては、多くは叔父の業を取っている。そして師古の記すところの「叙例」を見ると一切叔父のこととに論及するところがない。そして、このことは『漢書』全体を通じても同様である。『唐書』の師古伝を見ると、彼はもと刊正を典っていたとあるが、官に登用されてから、『漢書』の讐校をなす様になった。官人としての師古は、素流を抑え、貴勢を先にし、富商大賈をもって官に挙げた。世間で取り沙汰するところによると、賄賂に動かされていたようであった。唐の太宗も「師古の学識は見るべきものがあるが、官人としては、清論の許すところには至らない」と謂つてゐるではないか。師古の人となりはこの程度で、叔父の業績を盗みながらその名を覆つてゐるが、これもこの一端に過ぎないであろう」とその鋒先を師古の人格にまで及ぼしている。<sup>(11)</sup>

(v) 洪頤煊は「顏師古の『漢書集注』は多く他人の説を盜んで己が説となすものである」とし、多くの事例を挙げつつ批判を加えている。<sup>(12)</sup>

(vi) 沈欽韓は『漢書疏証』において「師古注」を評し「いま師古また專註を標す。しかるに、天文・地理は孟康・臣瓊にあらずんば発明することなく、典章風俗は、応劭・如淳にあらずんば直究すること能わず。故に『律歷志』『天文志』『翼奉伝』『京房伝』の諸篇には一言たりとも通じていない」と評してゐる。<sup>(13)</sup>

(vii) 朱一新は、「枚乘伝にて、隱匿に注して東南に僻處する也」と謂うも、『文選』韋昭注なり。梁下屯方十里なればすなわち張晏注なり。今の『漢書』は均しく以つて師古注となす。」と師古による他家の註の盜用を指弾してゐる。<sup>(14)</sup>

(viii) 趙翼は「古人の著述は、先に創作したものが名を得ず、之を集めた者が、却つて、その上に出で、遂には高名を擅にする。この様なことは『漢書』や「師古注」に限つたことではない」と、顏師古に対し、直ちに、清朝考証學のものさしをあてるごとへの疑義を呈してゐる。<sup>(15)</sup>

師古註に対しても、この他、毛晉<sup>(16)</sup>、顧炎武<sup>(17)</sup>、胡秉直<sup>(18)</sup>らにより若干の批評がなされている。なお、一般的な師古評と

しては『新唐書』本伝に「時人謂杜征南、顏秘書為左丘明、班孟堅忠臣」とある。

以上、前近代における諸家の見解を総合すると、

① 先人の説をたやすく自説に置き換えている。

② 解釈上、何の意味も有しない註を敢えて付している。

③ 学者としての道義をわきまえていない。

と、極めて批判的である。独り、清・趙翼のみ、時代による倫理感の差異を斟酌すべきことを述べている。

筆者は、幸いにも、いわゆる旧註本（蔡謔註）と新註本（顏師古註）との校勘をなす機会を得た。次節においては『漢書』本文の考訂に加え、註釈の校勘をなし、師古註の本質に触れてみたい。

なお『漢書』（刑法志に論及あるもの）に関する参考書・論考については、拙稿「漢律溯源攷——『漢書』刑法志の再検討——」（『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版局、一九八四年所収）に詳述してあるが、前稿に追加すべきものとしては、

- ① 錢大昕『漢書弁疑』卷十二
  - ② 周寿昌『漢書注校補』卷十六
  - ③ 吳恂『漢書注商』刑法志第三<sup>(19)</sup>
  - ④ 趙增祥・徐世虹注、高潮審訂『△漢書・刑法志』注釈<sup>(20)</sup>〔<sup>(21)</sup>〕
- があり、『漢書』と註釈に関しては
- ① 朱闡章「漢書許注輯註」<sup>(22)</sup>
  - ② 胡適「注漢書的薛瓚」

- (3) 大島正一「顏師古漢書音義の研究(上)」「同上」<sup>(23)</sup>  
 (4) 郭在貽「《漢書》字義札記」<sup>(24)</sup>  
 (5) 洪業「再論臣瓊」<sup>(25)</sup>

(6) 李廷先「王先謙《漢書補注》質疑」<sup>(26)</sup>  
 がある。また、遺憾ながら、参閲し得なかつたものに  
 ① 楊惺吾『漢書二十四家古注輯存』<sup>(27)</sup>

がある。

### III 『漢書』刑法志校勘記

唐代抄写本と清代刊行本との校勘に先だち、まず、両本の由来につき記しておく。

(1) ペリオ蒐集漢文書三五五七号・三六六九号(vo) 漢書刑法志残卷

ペリオ文書の中には『漢書』の残巻として、この刑法志のほか、「蕭何之伝」(蔡譜註)同(顏師古註)「王莽伝」(顏師古註)「漢書注」が収められている。

本文書は、一八九九年中國甘肅省敦煌県鳴沙山第二八八石窟より発見され、一九〇八年フランス人のペリオ(Pelliot)によりフランスに渡り、現在ペリ国立図書館に収藏されるものである。

しかし、マイクロフィルムによつて、東洋文庫に保存され、さらに、近年『敦煌書法叢刊・経史』<sup>(28)</sup>の中に影印収録されているため今日、我々はほぼ原形に近いものを見ることができる。<sup>(29)</sup>この書の年代・書式等については、山本達郎氏により懇切なる紹介がなされている。その概略を示すと、

① この文書の表面(ro)には、唐・大足元年(七〇一)の戸籍が記されており、裏面(vo)には『漢書』刑法志の一部が記されている。

この二つの文書は上下幅一九cmの全く同質の紙に書かれている。

② 三五五七号は長さ八四cmで三枚の紙片から成り、両端の紙I・IIIは途中で切れており、三六六九号は長さ一一七cmで四枚の紙片から成り、右端の紙片Iは右下の一部を欠き、左端の紙IVは本来の紙片の右上の一部を残すのみである。

③ 両者がそれぞれ本来右の順序で連続していたことは、記載の内容からみてほぼ疑いのないところであるが、さらに裏面の紙縫に記載された文字と朱印によってこれを確認できる。

④ 三五五七号と三六六七号とは書写の形式・書体が全く同一で、筆蹟からみて同じ一人の手に成ったものと認められる。

のことである。

また、その残巻と刊行本との校勘は、すでに、王重民氏によりなされているが、そこで指摘された文字の異同はわずかに一二例となっている。これは、本章で採り上げる九七例の $1\frac{1}{8}$ 足らずの件数にしか過ぎないので、ここでは、白紙の状態から校勘を行なうこととする。

本残巻の全文は、すでに、山本達郎氏によつて排印されているが、数箇所にわたつて誤植が見られるので、テキストとしては写真版を用いることとする。<sup>(31)</sup>

### (II) 清・王先謙『漢書補注』

師古注本『漢書』が完成されて以来、『漢書』に対する多くの考訂・註解がなされたが、清・王先謙は、

- ① 錢大昕『廿二史考異』三十六卷  
 ② 同右『三史拾遺』五卷  
 ③ 趙翼『二十二史劄記』三十六卷  
 ④ 王鳴盛『十七史商榷』一〇〇卷  
 ⑤ 錢大昭『漢書弁疑』二二一卷  
 ⑥ 王念孫『漢書雜誌』一六卷  
 ⑦ 沈欽韓『漢書疏註』三六卷  
 ⑧ 周壽昌『漢書注校補』五六卷  
 ⑨ 李慈銘『漢書札記』七卷

の九著を整理し、これに自説を付して『漢書補注』一〇〇卷を集成した。これは正に、かつて顏師古が、後漢～唐の旧註を整理し、師古註本を集成したことによるものである。

この書は、清・光緒二六年（一九〇〇）一月、長沙王氏虚受堂校刊本として世に出で、その後、台湾の芸文印書館の“注疏本”『十五史』の内に収められ、影印刊行されている。（本節校勘で用いるテキストは慶應義塾大学図書館蔵の写真複写である）

#### 《校勘記凡例》

- 一 本校勘記は、(I)ペリオ蒐集漢文文書三五五七号・三六六九号（背面）『漢書』刑法志残巻と(I)清・王先謙『漢書補注』卷二  
 三「刑法志」の本文および註に對するものである。  
 二 校勘の方法としては、まず、補注本を掲げ、辞句の異同のある箇所につき一を引き、番号を○で付しておいた。また、(一)

五・a・一〇)なる表記があるが、これは原文における卷113「刑法志」の帖数・オモテ(a)ウラ(b)の別および行数を示すものである。

三 史料の性格上『漢書』本文と註釈とは分けておいた。

四 次の辞句については煩を避けるため、校勘の対象から除外しておいた。

〔目〕—(以) 〔漬〕—(淳) 〔二〕—(壹) 〔姦〕—(奸) 〔弗〕—(不) 〔廻〕—(乃) 〔屬〕—(属) 〔聽〕—(聴) 〔羣〕—(群)

〔耳〕—(宜)

五 敦煌本は唐代の抄本であるため、太宗の本名たる「世」「民」の両字を避諱している。このため民を眞、世を廿に作るが、これも校勘の対象から除いておいた。

六 記事においては、漢書補注本を刊本、敦煌本を抄本と称することとする。

七 王重民氏によりすでに指摘された箇所には\*を付しておいた。

(一五·a)

所曰斂之也其定錐令師古曰錐策也所曰丞相劉舍御史大夫

擊者也音止

案反丞相劉舍御史大夫

繩綰請笞者錐長五尺其本大一寸其竹也末薄半寸皆平其節

補注先謙曰唐志漢當笞者笞脣如涪日然則先時笞背也

師古用竹後世更以楚當笞者笞脣日脣者徒門反補注周壽昌曰

案漢法先或笞背後但鞭背耳書鞭作官刑鞭也朴作教刑杖笞

也自是以來鞭杖笞兼用梁天監時尚有制鞭法鞭常鞭三等之

差載在令典範以及爲之有生革熟韁之分至隋始除鞭刑唐太

宗覽明堂鍼灸圖見人之五臟皆近背鍼灸失所則其害致死歟

曰夫筆者五刑之輕死者人之所重安得犯至輕之刑而或至

死乃詔罪人毋鞭背白是鞭刑永除知當日是鞭背非笞背也

得更人師古曰謂行笞者不更易人也補注周壽昌曰謂更人則

力紓行笞者重北齊刑律笞者笞脣而不中易人皆承漢

法畢一罪乃更人自是笞者得全然酷吏猶曰爲威死刑既重而

死刑又輕民易犯之及至孝武卽位外事四夷之功內盛耳目之

好徵發煩數百姓貧耗傳古曰耗損音呼到反窮民犯法酷吏擊斷姦輒不

勝於是招進張湯趙禹之屬條定法令作見知故縱監臨部主之

法師古曰見知人犯法不舉告爲故縱而所監臨部主有罪并連

坐也補注先謙曰食貨志自公孫宏以春秋之義龜下張湯以

好徵發煩數百姓貧耗傳古曰耗損音呼到反窮民犯法酷吏擊斷姦輒不

勝於是招進張湯趙禹之屬條定法令作見知故縱監臨部主之

法師古曰見知人犯法不舉告爲故縱而所監臨部主有罪并連

峻文決理於是見知之法生而廢格沮誹窮治之獄用矣咸宣傳  
帝作沈命法曰羣盜起不發覺發覺而弗捕滿品者二千石以下  
至小吏主緩深故之罪孟康曰孝武欲急刑吏深者皆死緩  
日吏釋罪人疑日爲縱出則急誅之亦言尙酷其後姦猾巧法轉相比況禁罔寢密師古曰寢  
漸也其下亦同律令凡三百五十九章補注先謙曰晉志叔孫通益律所  
十七篇趙禹朝律六篇合六十篇又漢事決事集爲令甲以下三百餘篇又大辟四百九條于八百八十  
二事死罪決事比萬三千四百七十二事師古曰比古文書盈於  
几閣典者不能徧睹是曰郡國承用者駁師古曰不曉其  
而論異姦吏因緣爲市交易補注先謙曰官本交作文所欲活則或罪同  
傳生議所欲陷則予死比讀曰附傳議者咸冤傷之宣帝自在閭  
閭而知其若此及卽尊位廷史路溫舒上疏言秦有十失其一尙  
存治獄之吏是也語在溫舒傳上深愍焉迺下詔曰閭者吏用法  
巧文寢深是朕之不德也夫決獄不當使有罪興邪不辜蒙戮晉  
灼

(一六·a)

曰當重而輕使有罪者起邪惡之心也師古曰有罪者更興邪惡無辜者反陷重刑是決獄不平故父子悲恨朕甚傷之今遣廷史與郡縣獄任輕祿薄如涓曰廷史廷尉史也古囚奇曰鞠窮也獄事窮竟其爲置延平秩六百石員四人其務平之也師古曰李說是也涓曰李說是也先謙曰百官表定國爲延年詔律令有可罰除以安百姓條奏見宣紀北魏志求明察寬恕曰稱朕意於是選于定國爲廷尉補注先謙曰百官表定國爲延年詔律令有可罰除以安百姓條奏見宣紀北魏志求明察寬恕廷尉在地節元年前一歲本始四年國爲廷尉集諸法律合二萬六千二百七十二條求明察寬恕走國爲廷尉集諸法律合二萬六千二百七十二條求明察寬恕

黃霸等曰爲延平季秋後請諱時上常幸宣室齋居而決事曰宣室布政教之室也重用刑故齊戒已決事晉灼曰未央宮中有宣室殿師古曰晉說是也賈誼傳亦云受簾坐宣室蓋其殿在前殿之側也齊則居之補注先謙獄刑號爲平矣時涿郡太守鄭昌上日官本無晉說是也四字

疏言聖王置諫等之臣者非曰崇德防逸豫之生也立法明刑者非曰爲治救衰亂之起也今明主躬垂明聽雖不置延平獄將自正若開後嗣補注先謙曰不若刪定律令師古曰刪刊也有不便者則刊而除之之意不若刪定律令便者則刊而除之不律令一定愚民知所避姦吏無所弄矣今不正其本而置延平百理

其末也政衰聽怠則廷平將招權而爲亂首矣

蘇林曰招音翹翹舉也猶賣弄也孟子曰孟說是也

康曰招求也招致權著已也師古曰孟說是也

宣帝未及修正

補注先謙曰官本考證云正監本訛政今改至

元帝初立迺下詔曰夫法令者所㠭抑暴扶弱欲其難犯而易避

也今律令煩多而不約自典文者不能分明而欲羅元元之不逮

師古曰羅網也不逮言意識所不及斯豈刑中之意哉

師古曰中當也

其議律令可蠲除輕

減者條奏惟在便安萬姓而已

補注先謙曰初元五年省刑法七十餘事除光祿大夫以下至郎中

保父母同產之令見元紀至成帝河平中復下詔曰甫刑云五刑之屬三千大

辟之罰其屬二百

師古曰甫刑卽周書呂刑初爲呂侯號曰呂刑後爲甫侯故又稱甫刑

今大辟之

刑千有餘條律令煩多百有餘萬言奇請它比曰㠭益滋

師古曰常文之外主者別有所謂㠭定罪也它比謂奇音居宜反

自明習者不知所由  
引它類㠭比附之稍增律條也奇音居宜反

欲㠭曉喻眾庶不亦難乎於㠭羅元元之民天絕亡辜豈

不哀哉其與中二千石二千石博士及明習律令者議減死刑及

(一七·a)

可蠲除約省者令較然易知條奏書不云乎惟刑之恤哉師古曰虞書舜  
 典之篤恤憂也其審核之務準古法師古曰核究其實也朕將盡心覽焉有  
 司無仲山父將明之材師古曰有司呂下史家之言也大雅蒸人  
 信當憂刑也仲山父明之將行也否不善也言王有誥命則仲山父行之邦若否  
 國有不善之事則仲山父明之故引呂爲美傷今不能然也不  
 能因時廣宣主恩建立明制爲一代之法而徒鉤摭微細毛舉數  
 事曰塞詔而已師古曰毛舉言舉豪毛之事輕小之甚塞猶當者  
 云元哀二帝輕殊死之刑一百二十三事手殺人者減死一等自  
 是以後著爲常準故人輕犯法吏易殺人又言丞相王嘉輕爲穿  
 鑿虧除先帝舊約成律數年之間百有餘事東觀記云元帝法律  
 少所改更孝成孝哀即位日淺聽斷尙寡丞相王嘉等猥呂數年之  
 間虧除先帝舊約據此統奏不專斥嘉也班云有司毛舉塞詔  
 盖亦卽指嘉等但統呂輕減爲非班呂毛舉爲非用意各別亦足  
 見當日有司去取失宜無所逃責矣是曰大議不立遂曰至今議者或曰法難數變  
 此庸人不達疑塞治道聖智之所常患者也師古曰塞謂不通也故略舉漢  
 與古來法令稍定而合古便今者漢興之初雖有約法三章網漏

商漢二十三

十一

吞舟之魚

師古曰言疏闇  
吞舟謂犬魚也

然其大辟尚有夷三族之令令曰當三

族者皆先黥劓斬左右止

補注先謙曰官本止作趾

笞殺之梟其首菹其骨肉

於市

師古曰菹謂醢也菹音側於反補注李光地曰菹醢殷紂之刑楚詞后辛之菹醢兮殷宗用之不長

其誹謗詈

詛者又先斷舌故謂之具五刑彭越韓信之屬皆受此誅至高后

元年乃除三族罪狀言令孝文二年又詔丞相太尉御史法者治

之正所當禁暴而衛善人也今犯法者已論而使無罪之父母妻

子同產坐之及收

補注沈欽韓曰坐者核其輕重減本人一等二等也收者無少長皆棄市也

朕甚弗

取其議左右丞相周勃陳平奏言

補注錢大昕曰公卿表孝文元年十月右丞相陳平爲左丞相

太尉周勃爲右丞相入月勃免平獨爲丞相二年十月丞相平薨十一月勃復爲丞相是平勃同爲丞相在元年非二年也文帝紀元年十二月除收帑相坐律正平勃竝相之時志云二年誤

父母妻子同產相坐及收所當累

師古曰重難也累音力瑞反補注先謙曰淮南汜論故因太祖名累其心高注累恐也

其心使重犯法也

之道所由來久矣臣之愚計已爲如其故便文帝復曰朕聞之

(一八·a)

法正則民懲罪當則民從師古曰慈謹也音丘角反且夫牧民而道之曰善者

吏也師古曰道讀曰既不能道又曰不正之法罪之是法反害於

民爲暴者也導呂善尊之也人是法爲暴

於朕未見其便宜孰計之平勃乃曰陛下幸加大惠於天下使有罪不收無罪不相坐甚盛德臣等所不及也

謹奉詔盡除收律相坐法其後新垣平謀爲逆復行三

族之誅由是言之風俗移易人性相近而習相遠信矣語云孔子論

曰性相近習相遠也言人同稟五常之性其所取舍本相近也但所習各異漸漬而移則相遠矣補注先謙曰官本注未矣作也

大曰孝文之仁平勃之知猶有過刑謬論如此甚也而況庸材弱

於末流者乎周官有五聽八議三刺三宥三赦之法師古曰刺殺

則殺之也宥寬也謂釋置也五聽一曰辭聽言不直則煩

其顏色不直則變三曰氣聽言不直則端

四曰耳聽言不直則惑五

八議一曰議親師古曰王之親族也補注

二曰議

三曰聽視師古曰觀其瞻

四曰聽

五曰聽

六曰聽

七曰聽

八曰聽

有薄二十三  
 祖免召上親及太皇太后皇太后二曰議故師古曰王之故舊也  
 總麻召上親皇后小功三曰議宿謂宿得侍見周官注鄭司農云若今時廉吏有罪  
 特蒙接遇歷久者先請謂先請是也四曰議能師古曰有道執者補注沈欽韓曰說文罷遣之  
 是也從罔能言有賢能而入罔卽貰遣之五曰議功師古曰有大勳力者補注沈欽韓曰疏議謂能斬將搴旗  
 催鋒萬里或率眾歸化靈濟一時匡救艱難銘功太常者六曰議貴師古曰爵位高者也補注沈欽韓曰鄭司農云若今時吏墨綏有罪先請是也  
 七曰議勤師古曰謂盡猝事國者也補注沈欽韓曰疏議謂大將吏恪居官次夙夜在公若遠使絕域經涉險難者八曰議賓師古曰謂前代之後下至此皆小司寇所職也九曰三宥師古曰弗識  
 一曰弗識師古曰弗識二曰過失不審也過失三曰遺忘不審也過失  
 萬民問也音信十曰三赦師古曰三刺一曰幼弱謂七八歲二曰老眊謂八十以上三曰惄愚謂生而癡騃者  
 先謙曰官本勿作忽是十一曰惄愚謂生而癡騃者十二曰幼弱謂七八歲十三曰老眊謂八十以上  
 补注先謙曰官本又作一凡囚上罪械在手曰梏兩手同械曰拏在足曰桎十四曰惄愚謂生而癡騃者十五曰老眊謂八十以上  
 有罰者桎古曰械在手曰梏兩手同械曰拏在足曰桎十六曰待弊師古曰械在手曰梏兩手同械曰拏在足曰桎十七曰惄愚謂生而癡騃者十八曰老眊謂八十以上  
 补注先謙曰官本又作一凡囚上罪械在手曰梏兩手同械曰拏在足曰桎十九曰惄愚謂生而癡騃者二十曰老眊謂八十以上

(一九·a)

孝  
敬  
帝  
七  
年  
令  
郎  
中  
有  
罪  
耐  
呂  
上  
請  
之  
制  
詔  
御  
史  
獄  
之  
疑  
者  
吏  
或  
不  
敢  
決  
有  
罪  
者  
久  
而  
不  
論  
無  
罪  
者  
久  
繫  
不  
決  
補注先謙曰官本自今無罪下少一者字平議其罪而上之二千石官皆移廷尉廷尉亦當報之

師古曰當謂處斷也

謂先謙曰此止摘其後獄吏讀日附

上  
恩  
如  
此  
吏  
猶  
不  
能  
奉  
宣  
故  
孝  
景  
中  
五  
年  
復  
下  
詔  
曰  
諸  
獄  
疑  
雖  
文  
致  
於  
法  
而  
於  
人  
心  
不  
厭  
者  
輒  
讞  
之  
補注先謙曰此止摘其後獄吏讀日附

復  
避  
微  
文  
遂  
其  
愚  
心  
至  
後  
元  
年  
又  
下  
詔  
曰  
獄  
重  
事  
也  
人  
有  
愚  
智  
官  
不  
爲  
失  
師古曰解並在景紀

自  
此  
之  
後  
獄  
刑  
益  
詳  
近  
於  
五  
聽  
三  
宥  
之  
意  
三  
年  
復  
下  
詔  
曰  
高  
年  
老  
長  
人  
所  
尊  
敬  
也  
鰥  
寡  
不  
屬  
逮  
者  
人  
所  
哀  
憐  
也  
師古曰

日屬音反其著令年八十已上八歲已下及孕者未乳  
師古曰乳產也音人喻反  
**師朱儒** 如淳曰師樂師盲瞽者當鞠繫者頌繫之  
師古曰頌讀曰朱儒短人不能走者容容寬容之不  
括至孝宣元康四年又下詔曰朕念夫耆老之人髮齒墮落血氣  
既衰亦無暴逆之心今或羅于文法補注先謙曰官執于固圉不  
得終其年命朕甚憐之自今已來諸年八十非誣告殺傷人它皆  
勿坐至成帝鴻嘉元年定令年未滿七歲賊鬪殺人及犯殊死者  
上請廷尉已聞得減死合於三赦幼弱老眊之人此皆法令稍定  
近古而便民者也 師古曰近孔子曰如有王者必世而後仁善人  
爲國百年可已勝殘去殺矣 音其斬反師古曰論語載孔子之言此謂若有  
殘謂勝殘暴之人使不為惡去殺不行殺戮也言聖王承衰撥亂而起被民已德教  
加也音變而化之必世然後仁道成焉至於善人不入於室然猶  
皮義反  
百年勝殘去殺矣 師古曰論語稱子張問善人之道子曰不踐迹亦不入于室也言善人不但修踐舊迹而已固

(110 · a)

少自創制然亦不能入聖人之此爲國者之程式也今漢道至盛  
室補注先謙曰官本注無也字此爲國者之程式也今漢道至盛  
 歷世二百餘載師古曰今謂撰志時考白昭宣元成哀平六世之間斷獄殊  
 死率歲千餘口而一人如淳曰率天下犯罪而有一人死耐罪上至右止三倍  
 有餘李奇曰耐從司寇官上至右止爲千口三人刑古人有言滿堂而飲酒有一人鄉隅  
 而悲泣師古曰鄉則一堂皆爲之不樂王者之於天下譬猶一堂  
 之上也補注葉德輝曰文選笙賦注引說苑曰古人于天下譬一堂之上今有滿堂飲酒有一人獨索然向隅泣則一堂之人皆不樂韓詩外傳曰眾或滿堂而飲故一人不得其平爲之懷酒有人向隅悲泣則一堂爲之不樂一字之誤  
 懴於心今郡國被刑而死者歲已萬數天下獄二千餘所補注先理志縣邑道侯國一千五百八十七續志注孝武帝置中都官獄二十六所此二千餘所二蓋二字之誤  
 少相覆獄不減一人此和氣所召蕃若此師古曰蕃多禮教不立刑法不明民多貧窮豪桀務私姦不輒得獄犴不平之所致也服虔曰鄉亭之獄曰犴臣瓊曰獄岸獄訟  
古曰小雅小宛之詩云宜岸宜獄瓊

尚書二十三

說是也補注沈欽韓曰服虔說本韓詩釋文云岸韓詩作犴云鄉

亭之繫曰犴朝廷曰獄風俗通犴同空也案司空卽圜土之類說

文一說犴野犬所書云伯夷降典憲民惟刑師古曰周書甫刑

以守故謂犴爲犴伯夷下禮法呂道人人習知禮然後用刑也補注先謙曰世本伯

夷作五刑此典禮兼作刑之證大傳引書曰折民呂刑則今文作

折班用今文據下文意志文作折無疑後人用馬本改悉顏注未審言制禮呂止刑猶限之辭也憲知也言

也今限防凌遲禮制未立死刑過制生刑易犯饑寒並至窮斯濫

溢豪桀擅私爲之囊橐師古曰有底曰囊無底曰橐言容隱姦邪若囊橐之盛物姦有所隱則

狃而寢廣師古曰狃串習也寢漸也狃音女枚反此刑之所呂蕃也孔子曰古之知

法者能省刑本也今之知法者不失有罪未矣師古曰省謂減除之絕於未然故曰

本也不失有罪事止聽訟所呂爲未補注沈欽韓曰孔叢論列篇

子張曰古之知法者與今之知法者異乎孔子曰古之知法者能

遠今之知法者不失有罪不失有罪其於怨寡矣又曰今之聽獄

能遠則於獄其防深矣寡怨近乎濫防深治乎本

聽訟者不惡其人求所呂生之不得其所以生乃刑之今之與其殺

其意不惡其人求所呂生之不得其所以生乃刑之今之與其殺

聽訟者不惡其意而惡其人求所呂殺是反古之道也

(111. a)

不幸寢失有罪今之獄吏上下相驅曰刻爲明深者獲功名平者  
 多後患諺曰鬻棺者欲歲之疫師古曰鬻賣也疫癟病也鬻音育  
 訓鬻棺者欲民之疾病也據此則諺非憎人欲殺之利在於人死  
 語相承久矣先謙曰官本厲作厲非憎人欲殺之利在於人死  
 地今治獄吏欲陷害人亦猶此矣凡此五疾補注先謙曰禮教不  
 也民多貧窮三也豪桀務私姦不輒得補注葉德輝曰淮南說林  
 四也獄犴不平五也上又分承言之補注朱子文曰既云  
 武永平民亦新免兵革之禍人有樂生之慮補注朱子文曰既云  
 人有樂生之意意慮字相去不遠此傳寫之誤也與高惠之間同而政在抑彊扶弱朝無  
 威福之臣邑無豪傑之僕補注先謙曰世俗之爲說者呂  
 謂清矣師古曰十然而未能稱意比隆於古者曰其疾未盡除而  
 刑本不正善乎孫卿之論刑也補注先謙曰見正論篇  
 爲治古者無肉刑師古曰治古謂上古至  
 猪衣而不純師古曰菲草履也純緣也衣不加緣示有恥也菲音  
 扶味反純音之允補注先謙曰墨一名蓼此墨跡

謂以墨畫當黥不加刻涅也荀子楊倞注引慎子曰有虞氏之誅  
以畫跪當黥呂草縷當劓呂履絽當刑呂艾畢當宮又尚書大傳  
曰唐虞之象刑上刑赭衣不純中刑雜屨下刑墨縲  
絽巾也案菲屨與屨絽同或草或絽爲屨絽枲也

師古曰人不犯法則

爲治古則人莫觸罪邪豈獨無肉刑哉亦不待象刑矣

師古曰人不犯法則

象刑無也呂爲人或觸罪矣而直輕其刑是殺人者不死而傷人者

不刑也罪至重而刑至輕民無所畏亂莫大焉凡制刑之本將呂

禁暴惡且懲其末也

師古曰懲止也補注錢大昭曰荀子作徵其未楊倞注曰徵讀爲懲未謂將來案徵古懲

字魯頌荆舒是憲史記建元召來侯者表引作荆荼是徵殺人者不死傷人者不刑是惠暴而

寬惡也故象刑非生治古方起於亂今也

如淳曰古無象刑也所有象刑之言者近起今

人惡刑之重故遂推言古之聖君但呂象刑天下自古以來皆無此自治

補注先謙曰官本生下有於字是荀子亦有凡爵列官職賞

慶刑罰皆呂類相從者也一物失稱亂之端也

師古曰稱宜也音尺孕反補注先謙

日稱權稱也失其平德不稱位能不稱官賞不當功刑不當罪不祥莫

大矣焉補注錢大昭曰矣字衍荀子及漢紀皆無先謙曰官本無矣字夫征暴誅悖治之威也

注補

(三一·a)

先謙曰荀子悖作惄殺人者死傷人者刑是百王之所同也未有威作盛並形近字知其所由來者也故治則刑重亂則刑輕李奇曰世所呂治者乃輕也補注錢大昭曰李說非也楊倞曰爲治世刑必行則不敢犯故重亂世刑不行則人易犯故輕其說得之犯治之罪固重犯亂之罪固輕也補注先謙曰郝懿行云治期無刑故重亂用哀矜故輕書云刑罰世重世輕此之謂也節古曰周書甫刑之辭也所謂象刑惟明者補言刑罰輕重各隨其時先謙曰官本考證云象刑監本訛蒙刑今改正言象天道而作刑師古曰虞書益稷曰咎惟明言敬其次敘施安有華麗縉衣者哉孫卿之言既然又因俗其法刑皆明白也

說而論之曰補注先謙曰自此禹承堯舜之後自曰德衰而制肉刑湯武順而行之者曰俗薄於唐虞故也補注沈欽韓曰通典丁刑流宥五刑呂刑苗民作五虐之刑爰始淫爲劓刑核跡案此內刑在於蚩尤之代而堯舜已流放代之故雖劓之文不載唐虞之籍禹承舜禪與堯同治必不釋二聖而遠則兇頑可知矣湯武之王獨將奚取於呂侯故叔向云三辟之興皆叔世也此則近君子所有徵之言矣先謙曰據此文知班以肉刑始於夏禹而叔向今漢云叔世對上世言之尤其明證丁說雖辨臆測之詞耳

承衰周暴秦極敝之流俗已薄於三代而行堯舜之刑是猶亡鞭而御驛突孟康曰呂繩縛馬口之謂鞭晉灼曰鞭古羈字也如淳曰說文驛馬突也淮南氾論作駢馬高注駢頭曰羈也補注先謙馬突馬也駢卽驛之省官本羈作羈絡作駢違救時之宜矣且除內刑者本欲呂全民也今去髡鉗一等轉而入於大辟呂死罔民

失本惠矣

師古曰罔謂羅網也補注王念孫曰本惠當爲本意字之誤也除內刑呂全民文帝之本意也今呂死罔民則失其本意二字承上本欲呂全民而言若作本惠則非其指矣漢紀孝成紀作非其本意矣是其證唐魏徵羣書治要所引已誤

故死者歲呂萬數刑重之所以致也至乎穿窬之盜忿怒傷人男女淫佚吏爲姦臧師古曰佚若此之惡髡鉗之罰又不足呂懲也讀與逸同

若此之惡髡鉗之罰又不足呂懲也

故刑者歲十萬數民既不畏又曾不恥刑輕之所生也故俗之能

吏公呂殺盜爲威專殺者勝任奉法者不治亂名傷制不可勝條

是呂罔密而姦不塞刑蕃而民愈慢師古曰塞止也蕃多也音扶元反慢與慢同

必世而未仁百年而不勝殘誠呂禮樂闕而刑不正也豈宜惟思所呂

(三一·a)

清原正本之論

補注先謙曰豈宜也周語豈繁多寵韋注豈辭也刪定律令簗二百章已

應大辟

孟康曰簗音撰補注錢大昕曰說文簗具食也从食算聲或作饌从巽今人撰述字从手乃後人增加其餘

罪次於古當生今觸死者皆可募行肉刑

李奇曰欲死邪欲腐邪刑李开補注王鳴盛曰魏志陳

羣議云漢除肉刑而增加笞本興仁惻而死更眾所謂名輕實重也名輕則易犯實重則傷民且殺人償死合於古制至於傷人或

殘毀其體而裁翦毛髮非其理也若用古制使淫者下於鰥室盜者刖其足永無淫放穿窬之患矣夫三千之屬雖未可卒復若斯

數者時之所患宜先施用漢律所設殊死之罪仁所不及也其餘

逮死者可呂刑代如此則所刑與所生足呂相質矣今日笞死之法易不殺之刑是重人肢體

及傷人與盜吏受賊枉法男女淫亂

旨復古刑爲三千章詆其文致微細之法悉蜀除師古曰詆謂誣音丁禮反補

注先謙曰後書陳寵傳寵請令三公廷尉平定律令應經合義者

可使大辟二百而耐罪贖罪二千八百并爲三千悉刪除其餘令

與班同旨如此則刑可畏而禁易避吏不專殺法無一門輕重當罪民

命得全合刑罰之中殷天人之和李奇曰殷亦中順稽古之制成時雍之化成康刑錯雖未可致孝文斷獄庶幾可及詩云宜民宜人受祿

于天師古曰大雅假樂之詩蓋嘉成王之德云書曰立功立事可㠭永年師古曰今文秦誓之辭也言爲政而宣於民者功成事立則受天祿而永年命所謂一人有慶萬民賴之者也師古曰呂刑之辭也一人天子也言天子用刑詳審有福慶之惠則眾庶咸賴之

### 刑法志第三

### 漢書二十三

Pelliot chinois  
Touen-houang 3669

也。其之無令無相對。當有禁長五天其本大一寸其  
其根葉皆有毛。生西蜀。今在江陵。其根葉皆有毛。生西蜀。今在江陵。  
者。根葉皆有毛。生西蜀。今在江陵。  
之。其根葉皆有毛。生西蜀。即位。外事。四歲。之。切內。處  
所。亦。如。是。後。數。百。歲。資。耗。窮。巨。繼。古。而。更。學。  
斷。殺。仇。亡。讐。非。是。而。延。繩。湯。道。禍。之。屬。祿。之。法。命。往。  
見。知。於。此。鹽。臨。部。主。之。法。鍛。深。故。之。罪。李。武。破。急。利。支。  
鍛。鑄。鐵。劍。之。鍛。其。後。新。槽。巧。法。轉。相。比。況。禁。鍛。  
漫。毒。屏。令。凡。三。百。五。九。章。大。僻。四。百。九。十。僻。千。

八百八十二事死罪史事比萬三千四百七十二事  
 人情過於凡閑與者不能偏暗是以郡國承用者  
 論異奸吏緣為市所欲活用傳生議  
 所欲陷則予死比議者咸惑傷之宣帝自在閭闈而  
 知其若此及即尊位廷史路溫舒上疏言日秦有十  
 朱雲一存活獄之吏是也謫在溫舒上深改焉乃  
 下詔曰聞者吏用法乃文浸深是朕之不德也夫建獄  
 不當使有罪興耶音均日當重而輕使有罪者盡邪惡之心不專于蒙戮父老子悲  
 报狀如傷之令遣廷史與郡鞠獄如淳曰廷史廷尉史也以四辟之獄為鞫謂之鞫任輕繩縛其為置廷平秩六百石員四人其務平以之接  
 賤意於是選于芝國為廷尉求明察寬恕黃霸等以

過庭平時之秋後諸職時上常等宣室如淳日未嘗齊而  
 改易刑節為平矣時涿郡太守鄭昌上疏言聖王置  
 請爭之臣者非以益德防逸豫之生也芝法明刑者非以爲  
 治教乘亂之起也今明主耽茲明惠雖不置廷平獄將  
 自正清閑後嗣不爲刑變侍之令之壹定恩是知  
 可避一對無所弄矣今不正其本而至是平以禦  
 其末此袁聽急則逐平將相撲<sub>日始推着山也</sub>而奮  
 利首矣宣帝未及修正至九年初立乃下詔曰夫  
 法令者所以抑暴扶弱故其難犯而易過也今律令  
 煩多而不均興與者不能分明而欲繩尤之不遠

斯豈中刑之意哉其議律令可蠲除輕減者終奏惟在優寬萬呂而已至成帝河平中復下詔曰肅刑去五刑之屬三千大辟之罰其屬二百今大辟之刑千有餘律令煩多百有餘萬言奇詣他比如浮日奇讀奇耦諸不在謂此之族故後律文所宜輕重皮罪日奇人依以成事日以益滋自明習法不知所由欲以曉喻衆庶不亦難乎於以羅元之臣而反絕亡章豈不哀哉其與中二千石之博士及明智律令者議減死刑及可蠲除約者者令駁錄易知條奏書不去手惟刑之極推刑之故遠古之刑其審核之務准古法朕將盡心覽焉有司無仲山甫將明之材不能因時廣宣主恩逮頤賜制為一代之法而鑄鈎撫微細毛舉數事

以舉認而已以是大議不立遂以至今議者或曰法  
 薦數變此庶人不遠是舉治道聖智之所嘗惡者  
 也故略舉漢興以來法令稍定而合古便今者  
 漢興之初雖有約法三章網漏吞舟之魚名垂其太師  
 尚有失一族者之命日當一族者皆先黥劓斬左足  
 出獄繫之集其首逆其背由於其非勢嘗謀者  
 又入先斬者故謂之具五刑並造辨信之屬皆文此謀  
 至高后九年乃除三族罪姪妾全孝文二年又詔改相  
 大尉御史法者流之正所禁暴而削者人之念犯  
 法者已誅而位無爵之大孝子因爲之者必杖服  
 其未正其無及在孝子相國蕭何平於孝子之子  
 同產坐及坐所累其心懷亂北法也殺之已道可由  
 來久矣更計以為其法設之大孝子不得坐同族坐之

法正則民畏罪富則民從且夫牧民而道之以善者  
也既不能尊大以不正之法罪之是法反害於民而暴  
者也朕未見其便宜熟計之平數乃日陞下章於太廟  
於天下使有罪不收無罪不相坐是威德彰著而  
不及也臣謹奉詔盡除收律相承空空法典後新憲平  
謀焉追復行三族之誅由是言之風俗移易人性相近  
而習相遠信矣以孝文之仁平教之知猶有過刑謀  
威如此蓋也而况庸朴濶於未滿者乎

周官有五聽八議三刺三宥三赦之法五聽一日辨聽二  
日色聽三日氣聽四日耳聽五日目聽六日諭聽七日親二日  
議故三日諭聽四日議能功六日議貴七日議勤八日議

一日許辟臣二日許辟吏三日許辟兵三清一  
 國三日許辟三日過後三日教道物得一日差  
 白日許辟凡上罪階拳而柱下罪階柱  
 下罪階王之同房有柱者柱如柱  
 高皇帝七年制詔御大獄之犯者死或不  
 欲有罪者人而不論無罪  
 諸縣道官欲之也  
 仁至高其無私  
 腹心忍  
 胸心忍  
 腹心忍  
 胸心忍

漢廣此刑之所以蕃也。社子之知法者能省刑矣。  
 今之犯法者不失其罪。未矣。又曰。今之聽者獄永以殺之。  
 古之聽獄者。求所以生之與。其教不寧寧失有罪。今  
 繼之上下相與以刻為明。後者獲功名平者多後患。  
 論曰。鬻棺者欲盡之役。非增人故殺之利在於人死。  
 也。今治獄吏欲陷害人。亦猶此矣。凡此立疾獄刑。所以尤多  
 者也。自建武永平。臣亦新免。其革之制。人有舉生之處。  
 而高惡之間。同而改在。抑扶弱朝無威福之臣也。  
 無豪傑之使。以革計斷獄少。於嘉成之間。什可。

而刑卒不正甚乎。微卿之素，自世俗之為說者，  
 治繩墨刑有繩刑墨縗之屬，非廢繩衣而不免。  
 是不然矣。人情在刑，莫猶罪耶？直揭其刑  
 刑者，亦待繩刑矣。人情在繩，莫猶直也？而直輕其刑。  
 教人者不死而傷人者不刑也。罪至重而刑至輕，已無辭。  
 罪亂莫大焉。凡刑，之本指人情，然後且憲其本也。  
 傷人者不死，傷人者不刑，是憲恭而寬也。故象刑  
 非生於治古，方起於亂今也。此固所以有刑之言者，凡謂刑  
 則。賞廢刑罰皆以類相從者也。一物失稱，亂之端。

也德而稱位能不稱官貴而當刑不當以不祥莫  
 大焉夫征暴誅悖治之威也殺人者死傷人者刑是百  
 王之所同未有知其所以來者也誠治則刑重亂則刑輕  
 犯治之罪固重犯亂之罪固輕也書云刑罰廿重廿輕此  
 之謂也書所謂象刑雖明者言象天道而作刑安有  
 非屢繕衣者哉孫卿之言既然又曰俗說而論之曰禹  
 竟舜之後自以德衰而制肉刑湯武順而行者以俗薄  
 於唐虞者也今漢承秦固暴秦亟弊之流俗已薄於三  
 代而行堯舜之刑是猶以輕羈而御駒馬如漢書晁錯傳所引  
 遷救時之宜矣且除肉刑者本欲以全臣也今去既剗一革  
 轉而入於大辟死囚臣失本惠矣故死者歲以萬數刑

重之而故也至于窮奇之逆惡傷人男女淫泆走為于  
 殘殺者之愚疏鉗之罰八十是人懲也致刑者歲十萬級  
 而流本罪又曾不厭刑輕之所生也故極之極之必人殺也  
 為威專殺者敗任奉法者不滿亂名傷制不可勝除  
 是以相擊而其不憚刑者而庶俞矯治世而未仁百事  
 曰而小勝殘誠人私樂闊而刑不正也豈宜惟忍所以遺  
 原正本之議刪之律令卷一百章禁也者人情也大辱其  
 事者皆禁令御直者是也者爲也可嘉行肉刑乃傷人  
 之及肉刑杖法古溫亂治傷古刑為三十章該  
 朝之鉗微細之法若獨除如此則刑可最而禁始過矣

不專教法無二門。輕重當罪巨命得全。令刑罰之中。  
 故天人之和。李奇曰  
中也順古之制成體化之化成康刑錯雖  
 未可致孝文斷獄庶幾可及。詩曰宜巨宜人。受祿于天。  
 書曰立功立事可人。永年言為政。而於巨者功成事  
 立則受天祿而永年。命所謂一人有慶。萬巨賴之者也。

### 刑法志第三

〔本文〕

①\*百姓貧耗（一五・a・一〇）

「百姓貧耗」に作る。原文は「及至孝武即位外事四夷之功内盛耳目之好徵發煩數」に上接しており、刊本・抄本共に成り立つ。

\* ②於是招。進張湯趙禹之屬（一五・a・11）

「招進」に作る。『荀子』議兵篇に「招延募選」とあり、註に「招延、謂引致之」とある外、『史記』梁孝王世家、『漢書』梁孝王伝、『三國志』吳志・孫權伝等に用例が見られる。ちなみに「招進」は右原文以外の用例を見ていよい。

③法令作見知故縱（一五・a・11）

「縱」に作る。「往」は作の本字（『正字通』に「作、本作往」とある）であり、両本とも成り立つ。なお、『五体字鑑』には次のとおり字体が見られる。<sup>(32)</sup>



④禁罔寢密（一五・b・11）

「禁罔」に作る。「禁罔」が法網を意味する以上、抄本における「罔」に従うべきである。

\* ⑤大辟四百九條（一五・b・5）

「四百九十九條」に作る。数字の表記法上、抄本に利があるようであるが、「十」を衍字と見るよりも、刊本の脱字と判断したい。王重民氏は「顏本衍十字」とする。

⑥因。緣。爲市（一五・b・8）

單に「緣」に作る。もとより「因」も「縁」も上意を承けて“よって”或は“よりで”の意味を

有する。しかし、"よつて"を表すときは、そのうち一語を用いるのが通常であろう。そして、「因縁」と熟すと語の意味が変化する。従つて、抄本に従うべきであらう。

(7) 所欲活則。傳生議。(一五・b・八・九)

「用傳生議」を作る。用でも意味は通じるが、原文には「所欲陷則予死比」と下接し、一応「則」に従つておきたい。

(8) 議者咸冤傷之。(一五・b・九)

「**怨傷**」を作る。憲ならば、人の感情の発露のニュアンスを示し、寃ならば、無実の罪に“ぬれぎぬをさせられる”という事実関係の有無に比重がかかるが、いずれによつても意味は通じる。

(9) 路溫舒上疏言秦有十失。(一五・b・十)

「**上疏言日**」を作る。本上奏文の場合いづれも成り立つが、敢えて「**言**」「**曰**」の語義を校べると、「**言**」とは「辛(切れ目をつける刃物)十口」の会意文字で、ことばの内容が相手に明瞭に伝わる様に発声すること。「**曰**」とは「口十」印の会意文字で口の中からことばが「」型に出でることを示す。これらの語が文献上に現れる場合は、「**言**」或は「**曰**」と単独に用いられるときと、「**言曰**」或は「**言…曰…**」の如く複合的に用いられるときに区別されるが「**曰言**」「**曰…言…**」の如く用いられることはない。そこで、文献上に「**言曰**」「**言…曰…**」と現れている場合、どの様なユニアソスを示すかと言うと、「羣臣皆頓首言曰、古者天子亡廟……」(『史記』秦始皇本紀)とある如く、やや改まつた内容を示す際に用いられる。また「丞相張蒼、御史大夫馮敬、奏言、肉刑所以禁姦…臣謹議、請定律、曰、諸當完者、完為城旦春…」(『漢書』刑法志)とあるように用いられることがあるが、これを数式化すると、{a+b(c+d)}となり、右において「**言**」は{ }を「**曰**」は( )を示すこととなる。また、

両語が単独で用いられるときは、殆んど差異はないが、「諺曰、鬻棺者欲歲之疫」（『漢書』刑法志）とある如く間接話法的に用いられるときは「曰」が用いられるのが一般となつてゐる。

(10) 語在溫舒傳。（一五・b・一）

「語在溫舒」に作る。抄本には「伝」はない。脱誤であろう。

(11) 巧文寢深。（一五・b・一一）

「巧文寢深」に作る。抄本に従うべきである。「寢」には「次第に」「だんだん」等の副詞的用法はなく、これに扱つては解釈できない。

(12) 齋居而決事。（一六・a・六）

「齋居若決事」に作る。『大學衍義補』「慎刑憲、謹詳獻之議」に「宣帝置廷平、季秋後請讞、常幸宣室、齋居而決事、丘濬曰……齋居、則心清而慮專、燭理明而情偽易見。」とあることから、一応、刊本に従つておきたい。

(13) 若開後嗣。（一六・a・一一）

「若開後嗣」に作る。王先謙は「開、啟導之意」と補注しているが、「開」をとるべきであろう。その際の意味は「若し、子孫のことを考えておくならば」となる。

(14) 政。表聽怠。（一六・b・一）

單に「表聽怠」に作る。抄本に「政」はないが、脱誤であろう。

(15)\* 斯豈刑中之意哉。（一六・b・五）

「斯豈刑中之意哉」に作る。「刑法志」の前半部（刊本一・オ）に「大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑

用刀鋸」とあることから「中刑」と誤写したようである。因みに「中刑」ならば“中程度の刑罰”「刑中」ならば“刑罰が適正”となる。

(16)\* 其議律令可蠲除輕減者條奏惟在便安萬姓而已 (一六・b・五・六)

「條奏」を作る。「條奏」であれば“箇条書きにして上奏すること”「修奏」であれば“内容を整えて上奏する」となり、いずれも成り立つ。

「萬民」を作る。周知のことく、唐の太宗の諱は世民であり、為に唐代の文献は「世・民」を避諱するところが故となっている。避諱の方法は「民」に代り「姓・人」などの代字を当てる方法と、字の一画を省く（欠筆）の方法とがあるが、刊本は前者に拠り、抄本は後者に拠っていることが明瞭とされよう。また、一般に「百姓」「万民」と熟されていることから「刑法志」の原本においては「万民」とあつたことが察せられよう。

(18) 今大辟之刑千有餘條。(一六・b・八・九)

単に「千有餘」を作り、「條」はない。史料に「條」があつた方が文意は明瞭となるが、記事の前接部をみると「甫刑云、五刑之屬三千。大辟之罰其屬二百」とあり、文脈上はむしろ無い方が自然である。

(19) 它比(一六・b・九)

「他比」を作る。『經典釈文』に「它、古他字」とあり、『正字通』に「他、通作佗、或省作它」とある。また『睡虎地秦簡』によると「它」を作る」とから、「它」を「他」の古字と解釈しておきたい。

(20) 自明習者不知所由(一六・b・一〇)

「自明習法」を作る。「自明習法者」とあれば完璧であるが、文脈上、四言句にしたのである。なお、刊本(一六・b)に「明習習令者」とある。そこで抄本における「法」に従っておきたい。

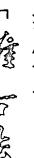
㉑「千石」「千石」(一六・b・11)

「」を作る。「𠙴(いの字)」を用いる例は、すでに『睡虎地秦簡』に見られる事から、簡牘類では本来、抄本の用例によっていたと思われる。

㉒較然(一七・a・1)

「」を作る。文脈上この箇所は“あきらか”となるべきで、抄本によつては、意味が通じない。

㉓準古法(一七・a・11)

「」を作るが、これは「準」の俗字である。

㉔仲山父。(一七・a・11)

「」を作る。『春秋左氏伝』「宣公11年」及び『史記』「周本紀」に「仲山甫」と作り、『国語』「周語」には「樊仲山甫」と作る。一応「甫」に従つておきたい。

㉕徒鉤撫微細(一七・a・5)

「鉤」に作る。漢語としては鉤撫と熟しているので、刊本に従つておく。

㉖是目大議不立(一七・a・10)

「」を作る。両本間の意味に大差はないようであるが、小川環樹・西田太一郎著『漢文入門』三五頁によると「是以」は「こゝを以て」と訓読し、「是」は上に述べられた觀念的な内容をさす。「以是」は「これを以て」と訓読し、「是」は上に述べられた具体的な事物をさす」とあり、この書に従うならば、刊本をとるべきとなる。

㉗㉘漢興之初雖有約法三章網漏吞舟之魚。然其大辟尙有夷三族之令。(一七・a・11～一七・b・1)

「細漏呑母之魚石甡其大辟」に作る。抄本によつて「名目はそつであつても」と解釈であるが「雖」があるので衍字であろう。

「尚有先三族者之令」に作るが「者」は衍字であろう。

㉙斬左右止。(一七・b・一一)

「斬左右止」に作る。「止」とは、本来、象形文字で足首全体の形を表していたが、後世、会意文字の「趾」が形成されるに及んで、「止」を以つて足首・足指を現すことはなくなった。「趾」は「足十音符止」の会意文字であるが、これがいつ頃形成されたかは明瞭ではない。しかし、既に『爾雅』に見えるところから、漢代には形成されていた様である。刑名としての斬趾は、秦簡にも見られるが、そこでは「止」に作つてゐる。従つて『漢書』の原文においても「止」に作つてゐた可能性が大である。ただし、『漢書』殿本には「趾」に作つてある。ちなみに、唐の太宗年間(六二六~六四九)に撰せられた『晋書』刑法志には明らかに「趾」に作つてゐる。

㉚其誹謗詈詛者又先斷舌。(一七・b・三・四)

「其誹謗詈詛者又先斷舌」に作る。本来「又」一字で「その上・また」などの意味を現すが、記事の前後を通読すると、この記事における表現方法の特殊的部分を知ることができる。すなわち「令曰、当三族者、皆先黥劓、斬左右止、笞殺之、梟其首、菹其骨肉於市、其誹謗詈詛者、又「又」先斷舌、故謂之具五刑」——漢初の三族誅は、執拗に念が入つた方法であったが、誹謗罪などに及んでは、その上さらに断舌の刑まで付加されていだ。一とあり、ここに、殘虐な諸刑の上にさらに累加される断舌刑に対する撰者の遺る方のない気持ちが察せられる。そこで敢えて「又」の疊語を以つて右文の修辞をなしたといふことも考えられる。従つて、両本共に成り立つと言えるが、一先ず刊本における通例に従つておきたい。

(31) 父母妻子同產相坐及收所目累其心使重犯法也。（一七・b・10～11）

本文には、両本の校勘の前段階として検討しておぐべき事がらがある。すなわち、文の後段に「使重犯法也」とあるが、これを通常の読法によって解釈すると、「重ねて罪を犯さしむ」となり、「ある者が罪を犯したとき、その罪は本人の身に止まらず、家族にも及ぶ」とする上接文の趣旨との間に大きな矛盾を呈することとなる。そこで顏師古は「重は難なり」と註解しているが、「難んずる」の義は「厲王以此帰國益悉、不用漢法、出入警蹕、稱制、自作法令、數上書不遜順。文帝重自切責。如淳曰、重、難也」（『漢書』卷四四「淮南厲王長伝」）とある用例を見ても分るとおり、「おもんずる」、「たつとぶ」、「はばかる」等の意から派生したもので、師古の解釈には直ちには従い難い。そこで、本来「重」の所に「無・勿・弗・莫」などの禁止を表わす助字があつたと考えるべきであろう。また、両本間における辞句の異同を見ると、次の二箇所にわたり出入があり、右の事ががらと合せて、文全体に対し、一層慎重な考勘をなしておく必然性が感じられる。そこで、両本の校合をなすと、

○單に「父母妻子同產坐及收」を作り「相」の一字を欠く。刊本の「ことく「相坐」とした方が意味は明瞭となるが、右文のすぐ前の記事に「坐之及收」とあり、單に「坐」とあっても、これを謬りと断することはできない。

○單に「父母妻子同產坐及收」を作り、「田」一字を欠く。「所」のみでも「所以」に近い意味を帯びることがあり、この場合でも「その心をつなぐ所は、法を犯さざらしむるにあり」となり、一応、意味は通じる。結論として、両本ともいづれも成り立つが、「刑法志」の内にあっても本文が取り分け問題となる箇所であることだけは認識しておく必要があるう。

(32) 既不能道。（一八・a・11）

「**耽不能導**」を作る。刊本において、師古が「道読曰導、以善道之也」と註解しているとく、「導」の方が意味は明瞭となる。ところで、『睡虎地秦簡』を見ると「凡法律令者、以教道民」(「語書」)とあることく、本来「導」を作るべき所に「道」を用いている。反面「將發令、索其政、毋發可導史煩請」(「為吏之道」)とあり、この両字間には現代におけるがごとき明確な使い分けがなされていなかつたことが知られる。

(34) 肢未見其便宜熟計之 (一八・a・三)

「**朕未見其便宜熟計之**」を作る。右文の意味は“朕はこの様な方法の善き点を見出していない。このことを十分に考慮せよ”となり、抄本における「熟計」を是としたい。

(35) 平勃乃曰 (一八・a・三)

「**平勃乃曰**」を作るが、「勃」の謬りである。

(36) 陛下幸加大惠於天下 (一八・a・三~四)

「**陛下幸加**大惠**於天下**」を作る。これに従えば、“天子は格別愚かなことを天下になした”となり、不敬問題にまで発展しかねない大問題となる。そこで、当然刊本に従うべきとなるが、本事例は抄写本ならではの誤謬であり、もし「大愚」のまま刊行される様なことがあれば、翻刻者はじめ責任官にまで厳罰が及んでいたであろう。なお、抄本において「惠」は二例見られるが、「**高惠之間**」「失本惠矣」とある如く、抄本右字の様には抄していない。従つて、これを“くずし字”“くせ字”と見做すことはできない。

(37) 臣等謹奉詔 (一八・a・五)

単に「**臣謹奉詔**」を作り、「等」一字を欠くが、前後の繋がりから刊本に従うべきであろう。

(38) 收律相坐法 (一八・a・五)

「收律相<sup>シヨウリ</sup>並<sup>ヨウ</sup>法<sup>ハ</sup>」を作る。文法的には抄本によつても通じるが、「承」は衍字であろう。

㊂夫。曰孝文之仁平勃。之知（一八・a・八）

「以孝文之仁平教之知」を作り、「夫」を欠く。「夫」は“それ”“いったい”等を表す発語の助字であるが、前後の文脈から断判して、敢えてここに用いなければならない必然性は感じない。そこで、一応、抄本に従つておきたい。なお、抄本における「平教」は既述㊃のとおり誤字である。

⑩猶有過刑謬論。（一八・a・八）

「猶有過刑謬<sup>シヨウリ</sup>論」を作る。抄本では刊本の「論」を「戮」に作るが従うことはできない。

⑪而況庸材溺於末流者乎（一八・a・八・九）

「而况庸材溺<sup>シヨウチ</sup>於未<sup>シヨウ</sup>流者乎」を作るが「未」は「末」の誤である。

⑫一日辭聽（一八・b・一〇）

「一日辭聽」を作る。『説文』『正字通』によると「辭」は「辯」の籀文であるとある。そして「辯」は「辯」に通じることから、両本間に意味上の差異はないと言える。なお『五体字鑑』“辯”の項には次のと書き書蹟が示されている。



⑬一日議親（一八・a・一一）

「一日親」を作り「議」の一字を欠くが、「議」の脱誤である。

(44) 五。議。功。(一八・b・三~四)

単に「功」を作るが、三字の脱誤であろう。

(45) 一。日。訊。羣。臣。(一八・b・七)

「二。口。許。群。吏。」を作るが、「許」とすべきを誤ったものである。

(46) 一。日。老。眊。(一八・b・九)

「二。口。老。耄。」を作る。本文は『周礼』「司刺」からの引用であるが、『周礼』には「老旄」と作る。さて「旄」「眊」「耄」の三字はいずれも「亡報」の反切を音符とする形声文字であり、その意味も相似たものである。そこで、「老眊」と「老耄」の用例を見ると、「老耄」と作るのが一般的用例となっている。〔『国語』周語下・『礼記』曲礼〕ただし、『漢書』武帝紀には「哀夫老眊孤寡鰥獨」とあり、「耄」を「眊」とするのが班固の筆法であったのかも知れない。

(47) 一。千。石。官。二。千。石。官。(一九・a・四~五)

「□。口。長。吏。」を作る。抄本には残欠があつて、正確に校比することはできないが、漢代においては「二千石官」は地方長官を表し、また長官は「官長」とも呼称されていた〔『漢書』武帝紀に「二千石官長、紀綱人倫」とある〕ことより、抄本には「官々長々」とあったと推定される。もし、「官々長々」とあるならば、両本の意味する所は相似たものとなる。

(48) 妾。有所。隱。則。狃。而。浸。廣。(一〇・b・六~七)

「浸。廣。」を作る。この場合“次第に”という意味となるが、この意味においては「浸」を用いるのが通常である。ただし、『漢書』の諸篇では「寢淫」〔「高五王伝」〕「寢盛」〔「外戚、孝成班婕妤伝」〕「寢潤」〔「谷永伝」〕とあ

る如く「寢」を多用している。もとも「寢」は「浸」の古字であることを考へると両字の校比をなすことは実益の少ないことかも知れないが、唐代の抄本が「浸」に拠り、宋以後の刊本がその古字たる「寢」に拠っていることには注意しておく必要があろう。

(49)今之知法者不失有罪末矣 (二〇・b・八)

「今之知法者不失其罪末矣」を作る。抄本は「有」を「其」と作るが“その”が一体何を表しているのか不明であり、刊本に従いたい。

(50)今之聽獄者 (二〇・b・一〇)

「今之聽獄者」を作り「者」の一字を欠くが、抄本には従えない。

(51)求所曰殺之 (二〇・b・一一)

「求所曰殺之」を作り「所」の一字を欠くが「今之聽獄者求所以殺之」と「古之聽獄者求所以生之」は対句で、抄本の脱誤であろう。

(52)今之獄吏 (二一・a・一)

「今獄吏」を作り、「之」の一字を欠くが、抄本の脱誤であろう。ただし、『漢書』惠帝紀、元年五月の詔に「今吏六百石以上……故吏嘗佩將軍都尉印」とある如く、「之」を省く用例も見られる。

(53)抑彊扶弱 (二一・a・七)

「抑彊扶弱」を作るが、「抑」には従えない。

(54)成哀之間 (二一・a・八)

「哀成之間」を作るが、前後倒錯の例である。

(55) 治古者無肉刑 (一一・a・一)

「治古無肉刑」を作る。本項より(56)までは『荀子』正論篇の引用であるので適時『荀子』本文を参照しておく。その『荀子』によると刊本における「者」は見えない。従つて、刊本の「者」は衍字であると言えよう。また、百衲本にも「治古無肉刑」とあることより、刊本の「者」は宋以後混入されたと思われる。

(56) 菲履。 (一一・a・一)

「菲履」を作る。『荀子』本文には「菲対履」とあり、両本共に原典と一致しない。しかし、両本における「対」の脱字を除けば、抄本が原典に忠実であると言えよう。なお『說文』によると「屨、履也、从屨省婁声〔段注〕」晋蔡謨曰、今時所謂屨者者、自漢以前皆名屨、左伝踊貴屨賤不言屨賤、礼記戶外有二屨不言二屨、賈誼曰冠雖敝不以苴屨亦不言苴屨、詩曰糾糾葛屨、可以屨霜屨鳥者一物之別名、……按、蔡説極精……許以今积古、故云之屨即今之屨也」とある。もし、段注の引く蔡謨の説が正しいものであるならば『漢書』原典には「屨」を作つてあつたとすべきであろう。

(57) 人莫觸罪邪。 (一一・b・三)

「人莫觸罪邪」を作る。『集韻』によると、「邪、或从耳」とあり、両本間に意味上の差異はない。

(58) 懲其末也。 (一一・b・六)

「懲其木也。」を作る。この場合、抄本における「木」では全く意味が通せず、これは誤字とすべきである。しかし、嚴一萍『漢書弁疑』(1)(卷一一・a)では、「荀子作徵其末楊倞曰徵讀為懲末謂将来索徵古懲字魯頌荆舒是懲史記建元以来族者表引作荆荼是徵」とあり、刊本の「末」も「未」の誤とすべきである。ちなみに、殿本では「未」を作っている。

(59) 寛惡也 (二一・b・八)

「**寬**惡也」を作る。『五体字鑑』によると、『惡』の書蹟に「」とあることく、抄本に見える「惡」は筆写体の一であると言えよう。

(60) 故象刑非生治古 (二一・b・八)

「故象刑非生治古」を作る。

補注には「官本生下有於字是荀子亦有」あり、百衲本・淳熙本・慶

元本・嘉定本・南監本・殿本(官本)にはいずれも「於」が見られることより、抄本の脱誤と見たい。なお、楊樹達『漢書鴻管』にも「樹達按、景祐本有於字」とある。

(61) 凡爵列官職 (二一・b・九)

「凡爵列官職」を作る。両本間の意味上に大差はないが、『荀子』本文には「官職」とあることから、刊本が正しい。

(62) 刑不當罪 (二一・b・一)

「刑不當罪」を作るが、この場合、刊本における「罪」が正しい。なお、抄本における「**𠂇**」は『大漢和辞典』等においても見出すことはできない。

(63)\* 不祥莫大矣焉 (二一・b・一～二)

「不祥莫大矣焉」を作る。『荀子』本文、慶元本、嘉定本、南監本も抄本と同文を作る。なお『漢書弁疑』では「矣字衍荀子及漢紀皆無」とある。刊本に見られる「矣」は一般には文末におかれるが、文の中間におかれるときは詠嘆の意を表わす。しかし、「焉」は“これ”と訓じ、右文においては「これよる大なるはなし」と読むべきことから「矣」は明らかに衍字であると見るべきである。



等慈寺碑

(64) 夫征暴誅悖。(一一・b・一一)

「夫征暴誅悖」を作るが従えない。ただし『荀子』本文には「悖」を作り、転写の過程で「悖」に誤ったものと思われる。

(65)\* 治之威也。(一一・b・一一)

「治之威也」を作る。『荀子』本文には、抄本と同じく「盛」を作る。従って、本来は「盛」を作っていたのである。なお、刊本王先謙註に「荀子威作盛、形近字誤」とある。

(66) 是百王之所同也。(一一・a・一)

「是百王之所同」を作り、「也」を欠く。『荀子』には刊本の如く作ってあり、抄本の脱誤と認められる。

(67) 所謂象刑惟明者言象大道而作刑。(一一・a・五)

「所謂象刑惟明者言象大道而作刑」を作る。抄本によれば「〔尚〕書の謂う所は」の意となり、刊本によれば「所謂」の意となり、両本間においてかなりの差異が見られる。しかし、この文に上接する部分に『尚書』の引文があり、抄本における「書」をもつて衍字と見ることはできない。

(68) 抄本は、刊本における「惟」を「維」を作るが、『尚書』益稷の原文には「惟」を作っていることから、刊本が正しい。

(69) 湯武順而行之者。(一一・a・九)

「湯武順而行者」を作り、「之」欠く。刊本の如く「之」があるほうが文脈は整うが意味上の差異はない。

(70) 目俗薄於唐虞故也。(一一・a・九)

「目俗薄於唐虞者也」を作るが、抄本によつては意味が通じない。

(7) 是猶曰饑。(一一・九・一)

「是猶曰饑」を作る。刊本の「とく「饑」のみでも“くわばみ”或は“きずな”的意味を有するが、本来は抄本におけるが」と「饑饉」を作つてあつたのであろう。ちなみに『楚辭』離騷には「余雖好脩姱以饑羈兮」を作つてゐる。

(72)\*而御驛突。(一一・九・一)

「而御驛馬」を作る。『韓非子』五蠹篇に、「如欲以寬政治急世之民、猶無營策御驛馬。此不智之患也」に作り、『塗鉄論』刑德篇に「無銜勒而禦驛馬也」を作ることから、抄本の「とく「驛馬」と熟するのが一般的である。

(73)自死罔民。(一一・九・四)

「死罔民」を作るが「以」の脱誤である。

(74)至乎穿窬之盜。(一一・九・七)

「至乎穿窬之盜」を作る。文脈上、右文は“窃盜に至つては”的意味となるが、この様な場合は抄本の「于」を作るのが一般的である。

(75)姦不塞刑蕃而民愈媢。(一一・九・一)

「姦不塞刑蕃而民愈媢」を作る。(1)抄本における「媢」は刊本における「愈」の誤であろう。なお『正字通』によると「愈、俗愈字」とある。(2)抄本における「媢」は『大漢和辞典』などにも見られないが、『五体字鑑』によると“媢”的筆写体として「」<sup>温彦博志</sup>、「」<sup>尚書碑</sup>、「」<sup>和尚碑</sup>の三種のものが見られるところから、抄本における「媢」も「媢」の書体の一と見做されよう。



温彦博志



尚書碑



和尚碑

(76) 必世而未仁。百年而不勝殘。(111・b・1～111)

「必せ而未仁百年而不勝殘」に作るが、「百」は衍字であろう。

(77) 豊宜惟思所曰清原正本之論。(111・b・1～111・a・1)

「豈宜惟思所曰清原正本之論」に作る。右文の意味は“どうして原を清め本を正す方法の論〔或いは議〕を考えるべきであろうか”となるが、「議」に作っても同趣旨となる。なお『漢書窺管』では、右文に対し、「先謙曰：豈宜、宜也。周語・豈繁多寵。章注：豈、辭也。樹達接：丙吉伝曰：豈宜褒貶、先使入侍、語例同」とある。

(78) 刪定律令纂(111章)(111・a・1)

「刪定律令纂(111章)」に作る。抄本の「纂」は「篡」の誤であろう。もし「篡」であるならば、刊本の「篡」と同じく「撰」に通じ、意味するところが同じとなる。ところで『漢書』他篇の事例を見ると、(イ)「門人相与轉而論篡」(「芸文志」) (ロ)「簒書刪詩」(叙伝下)とあり、『漢書』では「篡」に作るのが一般であったと思われる。

(79) 皆復古刑(111・a・八)

「皆復古刑」に作るが、抄本の筆写ミスであろう。

(80) 証欺文致(111・a・八)

「証欺文致」を作る。『五体字鑑』によると、"詐"の筆写体として「」の書蹟を示す。このことから、抄本における「詐」も筆写体の一と見做されよう。

(81) 順稽。古之制 (1111・a・1-1)

「順古之制」に作る。「古制にしたがう」という意味であれば、抄本のとくで問題はない。刊本によれば“古の制を考えることにしたがう”或は“古にならう制にしたがう”となり、やや冗長の感が免れない。

(82) 詩云。宜民宜人 (1111・a・1-1)

「詩曰。宜民宜人」に作る。刊本においても、「書曰」(1111・ウ・1)とあることく、「云」「曰」両字の使い分けはさほど厳格にはなされなかつたようである。

(83) 爲政而宜於民者 (1111・a・1-1)

「為政而宜於民者」に作る。刊本により趣意をとると“政をなして民によきにはからう”となるが、抄本においては二字の顛倒があるようである。

[註釈]

△ 孟康曰。孝武欲急刑吏。添害及故入人罪者皆寬緩 (15・b・1)

「孝武欲急刑吏。添害及故入人罪者皆寬緩」に作る。本項における問題点は次の二点である。

(1) 抄本の「宮」は「害」の誤である。

(2) 刊本における「故入人罪」は当時の法廷用語として熟していることから、抄本の「人入」は文字の顛倒である。

(3) 抄本には文末に「也」があるが、この方が意味は明確となる。

△ 晉灼曰當重而輕使有罪者起邪惡之心也 (一五・一二) (一六・a)

一)

「晉灼曰當重而輕使有罪者起邪惡之心也」に作る。刊本では文末に「也」があるが、刊本によつた方が文脈が整う。

△ 如淳曰廷史廷尉史也呂后曰奇曰鞠窮也獄事窮竟辭決獄事爲鞠謂疑獄也李師古曰李說是也 (一六・a)

a・二(三)

「如淳曰廷史廷尉史也以四辯之獄爲鉤謂疑獄」に作る。刊本は如淳注と李奇注から成るが、抄本は如淳注のみを附し、李奇

注を欠く。また、抄本では「事」の一字を欠くが刊本に従つた方が意味は明瞭となる。

△ 如淳曰宣室布政教之室也重用刑故齋戒呂后決事晉灼曰  
曰宣室殿師古曰晉說是也賈誼傳亦云受釐坐宣室未央宮中有宣室之側也齋則居之補注先謙蓋其殿在前殿曰官本無晉說是也四字 (一六・a・六・八)

「如淳曰未央宮中有宣室數」に作る。両本間の註は大幅に異なる。これを図式化すると、

(抄本)

(刊本)

A

(如淳註)

B

(晉灼註)

A・Bに對する批判

(師古註)

となる。本来の如淳註は抄本の如くであったと思われるが、もし、かようであつたであるならば、刊本の師古註はどの様な意味を有するのであるうか。

**蘇林曰招音翫翫** / 康曰招求也招致權著  
**舉也猶賣弄也子孟** / 己也師古曰子孟說是也

「孟康既未矣也」に作る。問題点は次の二点である。

(1)抄本では蘇林註を欠く。

(2)刊本では「或曰」の二字を欠くが、この場合必ずしも必要ではないであろう。

**師古曰常文之外主者別有所謂** / 定罪也它比謂  
**奇請謂引它類** / 同比附之稍增佯條也奇音居宜反

b・九・一〇)

「如淳日奇讀奇耦諸不在 → 請比之故教後」に作る。刊本では、抄本に見られる如淳註が見られず、これに替って、抄本の如淳註とほぼ同趣旨の内容を師古註として掲げる。この様に、師古が他家の註釈を自説に置き換えることは『漢書』全般に見られることがあるが、この様な事例を眼の当たりにすると、前出▲なども、師古の作為たる疑惑が生じてくる。

▲  
師古曰 典之辭恤憂也 (一七・a・一~二)

「惟刑之故逃無古文日恤之憂也言審憂刑」に作る。刊本では、抄本の「蔡模」注がなく、替りに、版本とほぼ同趣旨の内容を師古注として掲げる。これも、師古による剽窃の一例として認定すべきであろう。

扶味反純音之允反補注先謙曰墨一名黥此墨黥  
 謂以墨畫當黥不加刻涅也荀子楊倞注引慎子曰有虞氏之誅  
 以畫跪當黥呂草縷當劓呂履紺當刖呂艾畢當宮又尚書大傳  
 曰唐虞之象刑上刑赭衣不純中刑雜屨下刑墨幪  
 帽巾也案菲履與屨綱同或草或紺爲屨紺枲也 (二・b・二~二)

一・a・二)

「大綱草縷晉也」を作る。刊本によると、この部分は師古によって註されたとされる。しかし、抄本

による」とく、刊本における師古註とは、前註者によつて既になされた註釈に対する剽窃の一例といえるものである。これを図示すると、

(抄本) (刊本)

①文頴曰「草履」  
②晋灼曰「純編也」  
③師古曰菲草履也。  
純縁也。

となり、盜用の根跡が明瞭とされよう。なお、王重民氏は「小顏（顏師古）因古人之說以為說者也、非見此卷、焉能弁之」と評している。

△  
如淳曰古無象刑也所人惡刑之重故遂推言古之聖有象刑之言者近起今白治補注先謙曰官本生天下有

君但曰象刑天下於字是荀子亦有 (二·b·八)

「古無象刑之言者近起人也刑之言及遠言」に作る。抄本には「古無象刑也」「推」「古之聖自治」を欠き、刊本には

「〔所〕以」を欠く。また、抄本では、抄本の「遂」を「遠」に作つてゐる様である。そこで、これらを整理すると(1)「古無象刑也」と「古之聖自治」とは如淳註に対する「註」ともどれる。(2)刊本の「以」を欠くは脱誤と思われる。(3)抄本による「遠」は「〔言及〕しない」と解せば意味は通じる。

▲ 李奇曰世所曰治者乃輕也(補注)錢大昭曰李說非也刑重也所曰亂者乃刑則不敢犯故重亂世刑不行則楊倞曰爲治世刑必行人易犯故輕其說得之 (二二·a·一~三)

右注は抄本にはない。

孟康曰召繩縛馬口之謂羈晉灼曰羈古羈字也如淳曰騤音捍突惡馬也師古曰馬絡頭曰羈也(補注)先謙曰說文騤馬突也淮南氾論作駢馬高注駢馬突馬也駢卽騤之省官本羈作羈絡作駢 (二二·b·一~三)

如淳曰羈音撫之絶禁  
馬頭曰殊解之馬

「如淳曰羈音撫之絶禁  
馬頭曰殊解之馬」に作る。刊本と抄本との間には(1)抄本には孟康注・晋灼注がない。(2)如淳注の内

容が大幅に異なる。との問題点があるが、この様な異同が生じた主因は、刊本は「騤突」に注し、抄本は「羈羈而御驛馬」に注していることにある。(本文の校勘は⑦を参照)しかし、ここで、注意すべきは、両本間ににおける如淳註である。抄本では、単に「羈」に対し注するが、刊本では抄本に存在しない「突」に対して註している。私見によると、刊本本文の「突」は、抄本如淳註の「騤突之馬」が混入したと解するが、刊本の註の中にもこの様な形で如淳註が現れるのは何故であろうか。恐らく刊本の如淳註とは、後人による附会であろう。この様に理解すると、刊本に附される四家の註に対しても一際慎重な扱いが要められよう。なお、杭世駿『漢書蒙拾』に「是猶以羈而驛突」とある。

孟康曰簀音撰補注錢大昕曰說文簀具食也从食  
算聲或作饌从巽今人撰述字从手乃後人增加  
二)

「簀」<sup>ミツ</sup>

「簀」に作る。抄本においては「孟康曰」を欠き、刊本においては「也」を欠く。(両本間において「簀」「簀」の異同が見られるが、この点に関しては⑩で論じておいた)右註が誰によって記されたかについては⑪孟康による。(⑫蔡模による。(その他の註釈家による。の三通りが考えられるが、ここでは、そのいずれとも判じ難い。なお「也」はここに付されていた方が文脈が整う。

△

李奇曰欲死邪欲腐邪

補注王鳴盛曰魏志陳

羣議云漢除肉刑而增加笞本興仁惻而死更眾所謂名輕實重也名輕則易犯實重則傷民且殺人償死合於古制至於傷人或殘毀其體而裁翦毛髮非其理也若用古制使淫者下於蠶室盜者刖其足永無淫放穿窬之患矣夫三千之屬雖未可卒復若斯數者時之所患宜先施用漢律所設殊死之罪仁所不及也其餘遠死者可呂刑代如此則所刑與所生足呂相賈矣今呂笞死之

法易不殺之刑是重人股體  
輕人軀命也其曰本班氏

(111. a. 1D)

# ▲ 李奇曰 殷亦中 (1111・a・11)

右の一註は抄本ではない。

## 四 顏師古註への疑義

前節の校勘を通じて考察したごとく、師古による先人の註の剽窃や他家によりなされた註に対する改ざんの事実は覆うべくもなく、第二節で紹介した諸家の批判は当を得ていることが再確認されよう。

本来であるならば、本稿はこの辺りで擱筆すべきであろう。ところが、近年、師古註を再評価する論考が出されてるので、本節においては、近現代になされた師古評を中心に考察したい。

さて、師古註に対し、批判的な見解は次のとおりである。

(i) 張儕生氏は「漢書著述目録考」において、『顏注之揜襲』『顏注之繁複』の項を設け、古くは、宋以来の諸家の師古註を詳しく紹介すると共に、師古註の問題点を明示している。<sup>(33)</sup>

(ii) 彭仲鐸氏は、十余年の歳月を費し『漢書』の佚註を輯め「漢書佚注叙例」としてまとめられた。<sup>(34)</sup> 氏によつて下された師古註に対する評価は、

①師古の参閲した注は二三家に止まるものではない。

②旧注（師古に先立つ諸注）の佚失した理由の一は、師古がこれらを刪去したことによる。

③今本『漢書』において顏注として載せられているものでも、其の実、顏注として認められないものもある。とある如く、甚々厳しい。

- (iii) 楊明照氏は「漢書顏注発覆」において、三六二箇条に及ぶ剽窃の例を挙げ、師古註の本質を糾している。<sup>(35)</sup>
- (iv) 王重民氏は、前節<sup>▲</sup>にて既述した如く、師古が古人の説を自説に置き換えていたことを指摘している。<sup>(36)</sup>
- (v) 富永一登氏は、『文選』李善注と『漢書』師古註と対比されつつ、「李善は決して他人の説を無断で使用することはない。また、原典の字句を勝手に改字して引用することもしない。引証によって正文を解釈しようとするからは、当然ながら厳然とした態度である。これに対して、顏師古は他人の説を多數剽窃している。……この態度は、李善の厳密な態度と好対照である」と、師古註に対し厳しい評価を加えている。<sup>(37)</sup>
- (vi) 館宗頤氏は、かつて師古が蔡謡に対しなした批判は当を得てないことを述べ、王重民氏の見解を支持している。<sup>(38)</sup>
- これに対し、師古註を肯定的に評価するものとしては以下の諸論がある。
- (i) 吉川忠夫氏は、師古註を評し、「家学の伝統をふまえ、先人の注釈を渉猟し、そのうえに自己の新知見を加えて成った」と称賛をなしている。<sup>(39)</sup>
  - (ii) 祝鴻傑氏は、語言的見地より、師古註の特徴を十項目一五〇余の事例より、
- ①旧陋を打破し、発明をなす。
  - ②博引傍証にして唐代の訓詁を通じている。
  - ③注文は簡明にして的確である。
  - ④先学の訓詁法を明示し、後世の訓詁学の発展に寄与と、その長所を挙げ、次いで
- ①増字をして解釈に充てる。

②文字にとらわれ、眞意から離れる。

③解釈において、こじつけやくどさがある。

④解釈相互間に自家撞着が見られる。

⑤同義連文の詞を誤釈している。

と短所を併述しているが、その至らざる処は、"白壁の中の微々たる瑕"に過ぎないと、基本的には高い評価を下している。<sup>(44)</sup>

近現代における師古註への評価は以上のとおりである。とりわけ、楊明照氏による精緻な労作は、師古註の評価に決定的な証憑を明示したという点で重大な意味を有している。

しかしながら、一方では、吉川忠夫氏、祝鴻傑氏の如く、師古註を高く評価する見解も存する。そこで、主として、師古註の肯定論者の説を巡って考察を加えよう。

かつて、趙翼は師古註に対し、たとえ瑕疵があつても、時代的背景を考慮し寛大に扱うべきことを述べ<sup>(45)</sup>、吉川氏もこの立場を踏襲している。しかしながら、この様な寛容な見解が成り立つには、評価されるべき者自体が他者に対し寛容であるという条件が要められよう。師古の先学に対する態度は次なる一文によつて十分に窺い知ることができよう。

蔡謨は、まるまる臣瓊注の一部を取り、『漢書』に散入した。以来、始めて注本が現れた。但し、意は浮き上がり、功は浅く、十分な校訂を加えず、編輯は粗雑であり、錯乱は実に多い。或るときは、本文をばらばらにし、字句を隔ててしまつてある。こじつけの解釈が妄になされているのは、主として、この様な理由によるもので、〔蔡謨〕注がなされる以前と、その内容は大きく変つてきている。〔蔡〕謨もまた二～三箇所に独自の解釈を付し

ているが、それらは、学者にとって、畢竟、無益なものである。〔『漢書』叙例〕<sup>(42)</sup>

と、少なからぬ字句を費し、先学の蔡謨を貶責している。一步譲って、蔡謨註に多少の問題点があつたにせよ、それは、あくまでも技術的な巧拙の域を出るものでなく、いわゆる“剽窃”等の事象とは全く次元の異なるものである。

また、吉川氏は、ほぼ一貫して師古の註釈法を評価する。そして、かつて、姚班や王鳴盛によつて指摘され、先人の業の濫用に対し、

師古注が姚察説を参考に資した形跡はおおうべくもないであろう。しかしながら、顏之推説、顏遊秦説を師古注があたうかぎり吸収しようとしたのにくらぶれば、どうであらうか。今日判明する姚察説は『漢書訓纂』全体からすればともにたらぬ五十条にすぎないが、それらにかぎつても顏師古によつて捨てられたものはすくなくないのである。……顏師古が姚察説を「名氏を隠没して將つて己」が説と為し」たことに対する姚班「班？」の憤慨は、なるほどもつともなところがあつた。しかし顏師古が姚察説を取捨するにあたつて慎重な検討をくわえたこともまた事実である。しかもそもそも師古注には、漢、魏、晋の旧注にかえるべしとの大原則が存在した。この大原則のもとでは、祖父や叔父の名すらあえて「隠没」された。したがつてたとい「名氏を隠没」してではあれ、姚察説のいくつかが採用されたことは、顏師古の意識としてはむしろ名譽と考えられるべきことがらであったかも知れない。<sup>(43)</sup>

述べ、さらに、師古により姚察『漢書』注に対してなされた「近代の注史、競いて該博を為し、多く雜説を引いて本文を攻撃す」<sup>(44)</sup>との批判を全面的に支持し、却つて批難の鋒先を剽窃の被害者たる姚察に向けておられる。しかしながら、虚心坦懐、師古が先人に対して言動を考えるとき、果して、吉川氏の如き結論を導く余地があるであろうか。

最後に、師古が生きた時代の家学のあり方について述べたい。吉川氏は、「顏師古が顏遊秦の説をだまつて借用し

てること」を前提とし、

家学とは、ながい時間をかけて堆積された一家の共同研究の成果ともいべきものであろう。それはだれか一人の個人名に帰しえぬ部分をすくなくあらむであろう。師古注が家学の集成であったことは、顏師古の姪の顏昭甫が師古注の制作をたすけたと推測されることによつて、いつそう確認しうるのである。

と、南北朝から隋唐に至る時代における家学について基本的性格を述べられている。<sup>(45)</sup>しかし外ならぬ『顏氏家訓』には、

古より文人の多くは、軽薄なことに陥りがちであったのである。<sup>(46)</sup>

と、警句を発つし、屈原・宋玉等の所業を例示しつゝ、

班固は父「班彪」の著した歴史を盜窃した。<sup>(47)</sup>

と、厳しい指弾を加えている。師古は、当然、右の一節を修めたはずであり、「父祖の業でも溢りに己のものとする」と、の是非については十分わきまえている。況んや他家の業においてをやである。さらに、『顏氏家訓』には、子推の九世の祖たる靖侯の言として、

汝の家は、書生門戸にして、世々富貴なることなし。今後も官に仕えて一千石を越えてはならず、婚姻をなすにあたつて権勢家を相手となしてはいけない。<sup>(48)</sup>と、慎み深い生活態度を旨とすべきことを説いている。しかし、『新唐書』本傳には、

師古は秘書少監に任命され、専ら刊正の事業にたずさわった。古篇の奇字の世々不明なものは、十分な吟味を加えたのち必ず本源にまであたるほどであった。しかし、多く後進を引き營校にあずかるときは家がらの低い者を抑え、権勢家を先にし、商賈といえども金持ちの者は、選の中におし込んでしまった。このため、世論は師古の

人格を怪しみ、斥けて郴州刺史とした。<sup>(49)</sup>

とある如く、師古の処生法はあきらかに、父祖の教訓に背いている。

以上、先学の諸見を整理するとともに、私見を加えてみたが、竟に、師古註を肯定的に評価するには至らなかつた。

### あとがき

秦漢法制史の分野において、『漢書』刑法志は、必須の基本史料である。この刑法志のおよそ三分の一に相当する部分に關しては、唐代の抄本が現代にまで伝わっている。本稿は、この抄本と通行版本との字句の校勘を主たる目的としており、次いで、師古註の本質を問うことを副次的目的としている。

師古註に対する批判は、第二節・第四節において累説した如く多くの先学により説かれており、改めて師古註を論ずることは「屋下に屋を架す」の感もあつた。しかし、①古今の諸見を整理する。②『漢書』刑法志の校勘を通して、先学の見解を再確認する。ことに本稿の副次的意義を求めた。論文作成の過程において、諸学の研究を参考した。とりわけ、楊明照氏による「漢書顏注発覆」の意義は大きいものであつた。極言すれば、この一篇により師古註の本質は説き尽されていると言えるほどの内容である。小稿の校勘は楊氏等先学の後塵を拝しつつなされたものであり、内容的にも粗略な点が少なからぬ点を懸念する。

なお、資料の収集にあたり

高明士氏（国立台湾大学歴史系教授）  
間瀬収芳氏（橘女子大学講師）

の両先生より多大なるご援助を賜つた。よつて、ここに特記し謝意を表したい。

〔乞海内君子有以教之〕

〔註〕

- (1) 王重民『敦煌古籍叙錄』(中華書局、一九五七年初版、一九七九年再版) 七六頁
- (2) 范公詒著。黃任恒校補「兩漢書旧本攷」(《信古閣小叢書》所收)
- (3) 張儕生「漢書著述目錄攷」(『女師大學術季刊』第二卷第二期、一九三一年)
- (4) 張元濟「影印北宋景本漢書跋」(《東方雜誌》第二八卷第二一期、一九三一年)
- (5) 倉田淳之助「漢書板本攷」(『東方學報・京都』第二七冊、一九五七年)
- (6) 平中荅次「米沢上杉家藏西宋慶元本漢書について」(『立命館文學』一五〇・一五一号、一九五七年)
- (7) 張儕生「前揭論文」
- (8) 「班嘗以其曾祖察所撰漢書訓纂、多為後之注漢書者隱沒名氏、將為已說、班乃撰漢書紹訓四十卷、以發明旧義、行於代」(《旧唐書》卷八九「姚璡伝」)
- (9) 「予曾見蕭該『漢書音義』若干篇、時有異議、然本書十二篇今無全本、顏監集諸家漢書注、獨遺此不收、疑顏當時不見此書、云今略記於後」(宋景文公筆記) 中「考古」
- (10) 「試掇其重複大甚者如鄉謠曰嚮解說曰解」(《史略》卷二「顏氏所注重複」)
- (11) 「師古叔父遊秦譏漢書決疑十二卷、為学者所称、師古注漢書多取其義、今叙例竟不及、遊秦全書中亦從未一見、本伝載師古典刊正引、後進為讐校、抑素流先貴勢、富商大賈亦引進之物論稱其納賄、太宗謂曰卿學識可觀、但事親居官未為清論所許、師古之為人如此、攘叔父之善而没其名殆亦其蔽乎」(《十七史商榷》卷七「漢書叙例」)
- (12) 「顏師古漢書集注、多掩他人之說、以為己說」(《讀畫叢錄》第二四卷「漢書集注」)
- (13) 「今師古亦標專注、而天文地理、非孟康臣瓊無以發明、典章風俗、非忼邵如淳不能究。故律歷、天文、翼奉、京房諸篇通一語」(《漢書疏証》)
- (14) 「枚乘伝注隱匿謂僻處於東南也、拏文選乃韋昭注。梁下屯兵方十里乃張晏注。今漢書均以為師古注」

- (15) 「古人著述、往往有先創者不得名、而集之者反出其上、遂因以擅名者、固不特此一書也」〔『陔余叢考』卷五「班書顏註皆有所本」〕
- (16) 師古『漢書注』と司馬貞『史記索隱』とは、「如日月并照」と称賛する。〔『史記索隱・跋』〕
- (17) 一例として「漢書叙例、顏師古註、其所列姓氏鄧展文類下並云魏建安中。建安乃漢獻帝年号、雖政出曹氏、不得遽名以魏」〔『日知錄』卷二八「漢書註」〕とあるが如し。
- (18) 「師古具貞卒之姿、集群書之益、存其精粹、去其支離、煥一代之玄謨、彰累朝之巨製、惟其不矜己見所以炳耀後來与」〔『沅湘通志』卷二・史、所收「漢書顏注引諸家注攷」〕
- (19) 上海古籍出版、一九八三年
- (20) 法律出版社、一九八三年
- (21) 『華國』第一卷第三期、一九二三年。
- (22) 『清華學報』新、第二卷第一期、一九六〇年
- (23) 『北海道大學文學部紀要』第十七卷一号／第十九卷四号、一九六九年／一九七一年
- (24) 『杭州大學學報』第一卷第二期、一九七九年
- (25) 洪業著『洪業論學集』、中華書局、一九八一年。
- (26) 『文献』第一輯、一九八二年
- (27) 楊氏の論文の所在は、張儉生「前揭論文」によつて確認しうるが、彭仲鐸「後揭論文」に、「予輯是書六七年、始知宣都楊守敬已著有漢書二十四家古注輯存十二卷。顧至今未刊、不知其稿尚在人間否？」附識於此、冀世之君子、幸留意焉」とある如く、一九三四年当時既に入手しがたいものであつたようである。(註(34)参照)
- (28) 饒宗頤編集・解説、林宏作訳『敦煌書法叢刊』第一〇巻・經史II、二玄社、一九八五年。
- (29) 山本達郎「敦煌発見の大足年籍と漢書刑法志——ベリオ蒐集漢文文書、三五五七号・三六六九号——」(鈴木俊教授還暦記念会編『鈴木俊教授還暦記念 東洋史論叢』大安、一九六四年)
- (30) 王氏「前掲著書」七六一七八頁
- (31) 写真版は、財団法人・東洋文庫所蔵のマイクロフィルムによる。
- (32) 書体に関する字典類には、

- ① 松田舒編『五体字鑑』（一九一一年初版、柏書房、一九八〇年改訂新版）
- ② 林宏元主編『中国書法大字典』中外出版社、一九七六年）
- ③ 藤原楚水編『書道六体大字典』（三省堂、一九六一年）
- ④『書体字典』（東京堂、一九七四年）
- ⑤ 山田勝美監修『難字大鑑』（柏書房、一九七六年）
- ⑥ 赤井清美編『行書大字典』（上）（東京堂書店、一九八二年）  
などがあり、適時参照したが、主として、『五体字鑑』における影印を採録した。
- (33) 張儕生「前掲論文」
- (34) 『国立山東大學文史叢刊』第一卷第一期、一九三四年
- (35) 『中國文化研究』第五期（下）一九四五年
- (36) 王重民氏「前掲著書」七九頁
- (37) 富永一登「文選」李注引書考——『漢書』顏師古注との関係——（『小尾博士古稀記念中国学論集』汲古書院、一九八三年）
- (38) 饒宗頤「前掲書」六〇頁
- (39) 吉川忠夫「顏師古の『漢書』注」（『東方學報』第五一冊、一九七八年）
- (40) 「『漢書』顔注釈例」（『研究生論文選集』語言文字分冊、江蘇古籍出版社一九八五年）
- (41) 前掲註（15）
- (42) 「蔡謨全取臣瓊一部散入漢書、自此以來始有注本。但意浮功淺、不加隱括、屬輯乖舛、錯亂美多、或乃離析本文、隔其辭句、穿鑿妄起。職此之由、与宋注之前大不同矣。讀亦有两三处錯意、然於学者竟無弘差。」
- (43) 吉川忠夫「前掲論文」
- (44) 「近代注史、競為該博、多引雜說、攻擊本文」
- (45) 吉川忠夫「前掲論文」
- (46) 「自古文人多陷輕薄」（『顏氏家訓』卷上「文章篇」）
- (47) 「班固盜窃父史」（同右）

- (48) 「汝家書生門戶、世無富貴。自今仕官不可過二千石婚姻勿貪勢家。」（『顏氏家訓』卷下「止足篇」）  
 (49) 「師古」俄拌秘書少監、專刊正事、古篇奇字世所惑者、討析申孰、必暢本源。然多引後生与讎校、抑素流、先貴勢、雖商賈富室子、亦竄選中、由是素譏薄之、斥為郴州刺史」